

**立川市立立川第五中学校建替事業  
要求水準書(案)**

令和 5(2023)年 10 月

立川市



# 目次

第1章 総則 .....	1
1. 本事業の目的 .....	1
2. 本事業の基本理念 .....	1
(1) 第五中学校の基本方針 .....	1
(2) 学校施設整備の基本方針 .....	1
3. 本事業の概要 .....	1
(1) 事業の対象となる施設 .....	1
(2) 事業方式 .....	2
(3) 事業の対象範囲 .....	2
(4) モニタリングの実施 .....	3
4. 遵守すべき法制度等 .....	3
(1) 法令等 .....	3
(2) 東京都の条例等 .....	4
(3) 立川市の条例等 .....	4
(4) 各種適用基準等 .....	4
5. 諸条件 .....	6
(1) 立地条件及び施設概要 .....	6
(2) 供用開始期限 .....	7
(3) 施設利用者の想定数 .....	7
第2章 設計業務に関する要求水準 .....	8
1. 設計業務における基本的な考え方 .....	8
(1) 特に工夫を求める事項 .....	8
(2) 意匠計画の考え方 .....	8
(3) 安全対策 .....	10
(4) 防犯対策 .....	11
(5) ユニバーサルデザイン計画 .....	11
(6) ICT教育環境整備 .....	11
(7) 地球環境配慮 .....	12
(8) 外装・内装デザイン .....	12
(9) 構造計画の考え方 .....	14
(10) 設備計画の考え方 .....	14
(11) 周辺インフラとの接続 .....	19
(12) 外構計画 .....	19
(13) 防災安全計画の考え方 .....	21

(14) その他の考え方 .....	22
2. 設計業務対象施設に係る要件 .....	22
(1) 規模 .....	22
(2) 諸室共通条件 .....	22
(3) 必要諸室の概要 .....	23
3. 設計業務遂行に係る要求内容 .....	41
(1) 業務の対象範囲 .....	41
(2) 業務期間 .....	42
(3) 設計体制と管理技術者等の設置 .....	42
(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出 .....	42
(5) 基本・実施設計完了時の検査 .....	42
(6) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出 .....	42
(7) 設計業務に係る留意事項 .....	43
(8) 設計変更について .....	44
第3章 建設業務に関する要求水準 .....	45
1. 業務の対象範囲 .....	45
2. 業務期間 .....	45
3. 業務の内容 .....	45
(1) 基本的な考え方 .....	45
(2) 工事計画策定にあたり留意すべき項目 .....	46
(3) 実施体制 .....	46
(4) 着工前業務 .....	47
(5) 建設期間中業務 .....	47
(6) 完成時業務 .....	49
第4章 解体撤去等業務に関する要求水準 .....	52
1. 業務の対象範囲 .....	52
2. 業務期間 .....	52
3. 業務の内容 .....	52
(1) 基本事項 .....	52
(2) 着工前の準備業務 .....	53
(3) 工事期間中の業務内容 .....	54
(4) 工事完了時の業務内容 .....	54
(5) 保険 .....	54
(6) 近隣対応・対策 .....	54
第5章 添付資料 .....	55

## 第1章 総則

本要求水準書は立川市(以下「市」という。)が発注する立川市立立川第五中学校建替事業(以下「本事業」という。)で建替えを行う立川市立立川第五中学校(以下「第五中学校」という。)の設計・建設事業に適用するものであり、市の要求する最低水準の性能等を示すものである。応募者は、実施方針、本要求水準書及び令和5(2023)年3月に策定した「立川第五中学校整備基本計画」の内容を十分に確認し、また、令和4(2022)年3月に策定した「立川市学校施設標準仕様」等に示された諸条件を遵守して計画を行うこととする。

### 1. 本事業の目的

市では、平成30(2018)年度に策定した「立川市公共施設再編個別計画」及び令和3(2021)年3月に策定した「立川市前期施設整備計画」に基づき、公共施設の建替え及び複合化等を進めており、安全で持続可能な公共施設を保有し続けるため、床面積を削減するとともに、公共施設の再編を行い、地域サービス水準を維持することとしている。

このような中で、第五中学校は築後50年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、生徒、教職員及び地域住民が安全・安心に利用できる学校施設を整備することとした。

第五中学校の建替えは、民間企業のノウハウを活用して効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを提供することを目的とする。

### 2. 本事業の基本理念

#### (1) 第五中学校の基本方針

中学校で担う教育機能、特別支援教育機能を持続的に展開する拠点として整備する。  
また、一次避難所としても重要な機能を担っているため、防災機能の充実を図る。

#### (2) 学校施設整備の基本方針

- 子どもたちが健康で安全・安心な学校生活を送ることが出来る学校施設
- 子どもたちの主体的な活動を支援し、多様な学習形態による活動が可能な学校施設
- コミュニティ・スクールとして地域コミュニティの拠点ともなる学校施設
- 社会環境や教育環境の変化に対応可能な学校施設

(出典：「立川市学校施設標準仕様」(令和4(2022)年3月策定))

### 3. 本事業の概要

#### (1) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、次のとおりとする。

## 1) 設計・建設を行う施設

- ・ 校舎、体育館、プール、プール諸室、体育倉庫、自転車置場、ごみ置場等

## 2) 解体を行う施設

- ・ 既存の校舎、体育館、プールなど全ての施設

## (2) 事業方式

本事業は、第五中学校の整備に係る設計・建設等の業務を一括で行うDB (Design Build)方式により実施する。

## (3) 事業の対象範囲

### 1) 民間事業者が行う業務

#### ア 設計業務

- ・ 事前調査業務(市が事前に提示する調査結果以外に必要なもの)
- ・ 第五中学校の設計業務(外構、解体、法令等の必要な諸手続き等を含む。)
- ・ 市が行う文部科学省等の交付金等又は許可に関する申請に必要なとなる図書の作成に係る業務
- ・ その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

#### イ 建設業務

- ・ 第五中学校の建設業務(外構等を含む。)
- ・ 什器・備品等の調達及び設置業務(既存施設から移設するもの及び別途市が調達するものを除く。)
- ・ 近隣対応(民間事業者が対応すべき内容)
- ・ 建設工事に係る許認可申請等
- ・ その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

#### ウ その他の業務

- ・ 既存校舎等の解体・撤去
- ・ 上記の業務を実施するうえで必要な近隣対応(民間事業者が対応すべき内容)
- ・ その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

### 2) 市が行う業務

#### ア 設計・建設に関する業務

- ・ 近隣対応(市が対応すべき内容)
- ・ 第五中学校の文部科学省等の交付金等申請手続き
- ・ 第五中学校の設計・建設に伴う監督

#### イ その他の業務

- ・ 工事監理業務

- ・ 既存校舎並びに既存体育館から新校舎、新体育館への移転
- ・ 不要備品等の廃棄業務

#### (4) モニタリングの実施

市は、民間事業者が要求水準書等の公表資料及び事業計画書の記載内容に基づいて、適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行う。民間事業者は、市が実施するモニタリング内容を考慮し、各業務の進捗及び内容に対応したセルフチェックを行うこととする。なお、その体制、方法、手順、必要書類等についてはあらかじめ市へ提出し、承認を受けること。

### 4. 遵守すべき法制度等

本事業の計画及び実施において、主に遵守すべき関係法令等を以下に示す。

#### (1) 法令等

##### 1) 学校関係

- ・ 学校教育法
- ・ 学校保健安全法
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ 中学校設置基準
- ・ その他関連する法令等

##### 2) 都市計画・建築関係

- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 景観法
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建築士法
- ・ その他関連する法令等

##### 3) 環境・建設関係

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 土壌汚染対策法

- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・電気事業法
- ・建設業法
- ・労働安全衛生法
- ・石綿障害予防規則
- ・その他関連する法令等

## (2) 東京都の条例等

- ・東京都建築安全条例
- ・東京都駐車場条例
- ・火災予防条例
- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- ・その他関連する条例等

## (3) 立川市の条例等

- ・立川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・立川市景観条例
- ・立川市宅地開発等まちづくり指導要綱
- ・その他関連する条例等

## (4) 各種適用基準等

本事業の実施に当たっては、次に掲げる基準等と同等以上の性能又は仕様とすること。  
 なお、設計及び工事着手時点での最新版を適用することとし、解釈に関して疑義等が生じた場合は市と協議の上、適否について決定すること。

- ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・公共建築設備数量積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)



- ・ 建築設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- ・ 建築構造設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- ・ 建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- ・ 建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・ 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- ・ 構内舗装・排水設計基準及び参考資料(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- ・ 公共建築物整備の基本指針(東京都財務局)
- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン(東京都)
- ・ 都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン(東京都財務局)
- ・ 構造設計指針・同解説(東京都財務局)
- ・ 敷地測量委託仕様書(東京都財務局)
- ・ 地盤調査委託仕様書(東京都財務局)
- ・ 東京都建築工事標準仕様書(東京都財務局)
- ・ 東京都電気設備工事標準仕様書(東京都財務局)
- ・ 東京都機械設備工事標準仕様書(東京都財務局)
- ・ デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領(東京都財務局)
- ・ 立川市学校施設標準仕様
- ・ 日本建築学会諸基準
- ・ その他、本事業に必要な関係基準等

## 5. 諸条件

### (1) 立地条件及び施設概要

第五中学校の建設予定地の概要は次のとおりである

所在地	立川市上砂町3丁目27番地の1
敷地面積	約19,007 m <sup>2</sup>
用途地域	第一種低層住居専用地域
容積率/建ぺい率	80%/40%
防火地域	防火指定無し 建築基準法第22条指定区域
高さ制限	12m 第1種高度地区
接道条件	西側道路(河川通路 建築基準法の道路でない) 北側道路(学校周囲道 建築基準法の道路でない) 東側道路(市道北150 建築基準法第42条第2項道路) 南側道路(学校周囲道 建築基準法の道路でない)
日影規制	測定面1.5m 5mライン/3時間 10mライン/2時間
浸水想定	最大0.5m未満(立川市水害ハザードマップより)

建物の建築計画は次の内容を基本とする。

階数	地上3階建て
延床面積	9,200 m <sup>2</sup> 以内 (延床面積の考え方は、建築基準法上のものと同様)

機能及び諸室の考え方は次のとおりとする。

区分	教室等	内容
中学校		
	普通教室等	普通教室：18室、少人数教室：5室、多目的教室：1室(格技室と兼用)
	特別教室	理科室：2室、音楽室：2室、美術室：2室、 家庭科室(被服室・調理室)：各1室、技術室(金工室・木工室)： 各1室
	図書室	図書室：1室
	特別支援学級教室	小教室：6室、教職員準備室兼教材室：1室、(特別支援教室の 教職員準備室兼教材室と共用可能) 集団指導室：1室、更衣室：男女各1室
	特別支援教室	小教室：2室、教職員準備室兼教材室：1室(特別支援学級教室 の教職員準備室兼教材室と共用可能)
	管理諸室	職員室：1室、校長室：1室、事務室：1室、保健室：1室、 用務員室：1室、倉庫・教材室：適宜、教育相談室：1室、 会議室：3室、教職員用更衣室：男女各1室
	生徒活動等諸室	生徒会室：1室、放送室：1室、 生徒用更衣室：適宜、進路指導室：1室
	保護者・地域連携諸室	保護者活動室(P T A室)・コミュニティルーム：1室
	給食施設	配膳室：1室
	体育施設	体育館(アリーナ)：1室、格技室：1室、屋外体育倉庫：1室、 プール：1面、プール諸室：各1室、テニスコート：1面
	防災施設	防災備蓄倉庫：1室

## (2) 供用開始期限

新体育館及び新プールは、令和 9 (2027)年 5 月から供用開始を目標としているため、新体育館への引っ越し期間を考慮して工事を完了すること。

校舎は、令和 11 (2029)年の 1 学期(令和 11 (2029)年 4 月)からの供用開始を目標としているため、令和 11 (2029)年 2 月までに引渡しすること。

なお、外構工事及び既存施設解体、校庭整備等を含めたすべての工事を令和 12 (2030)年 8 月 9 日までに完了すること。

## (3) 施設利用者の想定数

新校舎の供用開始時点の生徒数の見込みは、600 人程度(通常の学級 18 学級(1 年生は 1 学級 35 人、2～3 年生は 40 人)・特別支援学級は 5 学級(1 学級 8 人)※ 5 学級を 6 グループに展開して授業を行うため、小教室は 6 室必要)、教職員は 90 人程度。

## 第2章 設計業務に関する要求水準

### 1. 設計業務における基本的な考え方

#### (1) 特に工夫を求める事項

将来の教育内容・教育方法等の変化及び生徒数の変動等に対応できる柔軟性を持たせた施設計画を求める。また、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの縮減に向けた各種の工夫を求める。

#### (2) 意匠計画の考え方

##### 1) 全体配置

全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、以下の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。また、近隣の住宅等との離隔距離を可能な限り確保すること。添付資料8「動線・配置に関する参考イメージ図」を参照のこと。

- ・ 校舎、体育館、プール等を効率的な配置とし、可能な範囲で室やスペースの共用化を図り、稼働率の向上を図ること。また、セキュリティにも最大限配慮すること。
- ・ 効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制、管理・運営のしやすさ等の維持管理・運営に配慮した配置計画とすること。
- ・ バリアフリーの移動動線を適切に確保できる配置計画とすること。
- ・ 建設中も校庭の一部を体育授業及び部活動に利用できるものとし、教育課程への影響をなるべく少なくすること。
- ・ 建替え後の校庭の面積や日照の確保に最大限配慮し、効率的な施設配置とするとともに施設により日影の影響を受ける校庭の範囲には凍結防止策を施すこと。
- ・ 校舎、体育館、プール等の整備によって、近隣へ過大な日照の影響を発生させない規模・配置とすること。
- ・ 近隣への電波障害を発生させないように規模・配置を検討すること。また、電波障害調査を行い、電波障害の影響を受ける住宅を特定すること。
- ・ 近隣の住宅環境(騒音、振動、排気、砂埃等の飛散、夜間照明の影響等)に十分に配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えない計画とすること。
- ・ 建設中も既存校舎・既存体育館を利用できる配置計画とし、仮設校舎・体育館は設けないものとする。

##### 2) 動線計画

- ・ 生徒、教職員をはじめ第五中学校の利用者が、安全かつ円滑に移動できるように分かりやすい動線を計画すること。生徒の日常的な動線を考慮し、校舎内への砂埃等の持ち込み防止に配慮すること。

- ・ 敷地出入口は、計画地の東側道路境界に2箇所、南側周囲道境界に1箇所、北側周囲道境界に1箇所を計画すること。出入口は、いずれも歩行者・自転車利用者・車両が利用しやすい配置・形状・材質とすること。出入口の配置は、添付資料8「動線・配置に関する参考イメージ図」を参照のこと。
- ・ 登下校時における動線や敷地内での移動経路等を考慮するとともに、敷地内を通行する主な車両(来校者用、搬入業者用、給食配送用、ごみ収集用、メンテナンス用等)を想定し、歩車分離に十分に配慮すること。特に、給食配送車両が配膳室まで安全に進入し、円滑に切り返して寄り付けられるように配慮すること。
- ・ 緊急時や災害発生時において、各諸室から安全かつ迅速に避難誘導を行うことが可能な計画とすること。
- ・ 全生徒、教職員が安心・安全に学校生活を送ることができるように、スロープや手摺等のバリアフリー対応を徹底すること。敷地内の高低差を踏まえ、生徒等の転倒・転落等の防止に配慮した計画とすること。適切な箇所にエレベーターを設けること。
- ・ 体育館は大人数の移動をスムーズに行うための動線、避難時の動線、一般開放時の地域利用者動線の管理区分に十分配慮した計画とすること。

### 3) ゾーニング・諸室配置

諸室の配置について、室の特性に合わせ効果的に利用できるよう、また緊急時の避難がスムーズに行えるよう、適切な位置に計画すること。なお、市が想定する配置については、添付資料8「動線・配置に関する参考イメージ図」を参照のこと。

中学校利用者のみならず、地域住民等が利用できる施設として整備すること。そのため、必要諸室は、生徒の学習・生活の場となる「学校教育ゾーン」、教職員が執務・学校管理を行う「管理ゾーン」に分け、セキュリティゾーンの区分けに配慮した配置検討を行うこと。一般開放を行うPTA室、コミュニティルーム、体育館、格技室、校庭、プール等は、PTA活動、生涯学習やスポーツ振興の場として利用しやすく、また管理しやすいよう適切に配置・計画すること。

#### ア 学校教育ゾーン

- ・ 時限内における移動等の動線及びその周囲の環境を十分に考慮した諸室配置とすること。
- ・ 年間を通して自然光や通風が取れ、校外からの騒音の影響が少ない、学習環境に適した場所に配置すること。

#### イ 管理ゾーン

- ・ 良好な執務環境の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画とすること。
- ・ 自然光を十分に取り入れた執務環境の実現、遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースの確保に留意して計画すること。
- ・ 教職員が外部からの侵入者を監視する業務を担うことも考慮し、職員室及び事務室等

からの死角をできる限り少なくすること。

- ・ 学校の運営・管理、来校者対応等も考慮し、配置を計画すること。
- ・ 夜間における教職員の退勤に配慮し、職員室等から職員用玄関までの動線に適切に照明を設けるとともに、施錠や消灯がしやすいように計画すること。

#### ウ 諸室配置にあたっての配慮事項

- ・ 外部廊下等を使った移動は、雨・風・砂埃の校舎持ち込み等の観点から可能な限り計画しないこと。
- ・ 中庭・屋上等の外部空間を設ける場合は、生徒の転落防止等の安全対策を十分に考慮したうえで、床に苔や残雪が発生しにくいよう、またメンテナンス可能な対策を講じた計画とすること。
- ・ 内部に吹抜け等の空間を設ける場合は、寒さが上下階に広がらない等のほか、ガラス破損や生徒の転落防止等の安全対策を十分に考慮した配置計画とすること。
- ・ 冷暖房設備のある空間に吹抜けを設ける場合は、室温の不均一さへの対応やランニングコストを十分に考慮した配置計画とすること。
- ・ 廊下等は見通しが良いシンプルな形状とし、教職員の死角とならないように配慮すること。
- ・ 施設利用者が使用するエレベーターは、昇降口から段差なくアクセスできる場所に1基配置し、各階諸室に車椅子で移動できる計画とすること。
- ・ 給食のコンテナをエレベーターを使用し上階に運搬するため、エレベーターと配膳室はアクセスしやすい配置計画とすること。

#### エ 駐車場

- ・ 来校者等のための駐車場については、5台(車椅子利用者用の駐車場1台を含む。)程度、荷捌き駐車場1台を整備すること。また、車椅子利用者用の駐車場及び荷捌き駐車場は来校者玄関にアクセスしやすい場所に配置し、駐車場から第五中学校の来校者用・職員用玄関までの動線は、段差の無いスムーズな移動経路を確保すること。
- ・ 駐車場及び車路は、生徒の飛び出しによる事故防止等に配慮し、視認性に配慮した計画とすること。

### (3) 安全対策

- ・ すべての施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保すること。また、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう配慮すること。
- ・ 地震等における天井、照明等の脱落・破損や家具類の転倒・落下・移動の防止、また経年劣化による仕上材等の落下の防止等、建物の構造体のみならず、非構造部材や工作物等の安全性に十分配慮すること。
- ・ 窓ガラスは複層の強化ガラスを採用し、飛散防止フィルムを貼付すること。

- ・ 転落事故防止のため、安全性に十分に配慮すること。
- ・ 床仕上は滑らない床材を用いるなど転倒事故防止に十分配慮すること。
- ・ すべての利用者が健康で快適な生活を送るため、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に配慮した施設整備を行うこと。
- ・ すべての利用者が健康で快適な生活を送るため、シックハウス対策に配慮した施設整備を行うこと。
- ・ 建具等については指を挟まないよう配慮を行うこと。

#### (4) 防犯対策

- ・ 来校者の確認及び不審者の侵入防止のため、各門は施錠管理ができるようにするとともに、防犯カメラを設置すること。
- ・ 緊急時に警察へ通報することができる非常通報装置(学校 110 番)を、職員室(本体)と事務室(N o 2 ボタン)に設置すること。また、職員室と校内諸室が連絡できる内線電話を整備すること。
- ・ 不審者の侵入防止や犯罪・事故防止の観点から、死角をつくらず、生徒の活動に教職員の目が行き届くような建物形状とすること。

#### (5) ユニバーサルデザイン計画

- ・ 障害の有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの考え方に基づき施設整備を行うこと。
- ・ インクルーシブ教育システムの観点から、東京都福祉のまちづくり条例等を踏まえ、障害のある生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるようにするとともに、地域コミュニティの拠点としての役割を果たすこと等を踏まえ、スロープ等による段差解消、手摺の設置、エレベーターの整備等を行うこと。
- ・ 校舎の各階に車椅子対応のトイレを整備すること。なお、校舎 1 階及び体育館には車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方、人工肛門・人口膀胱の方(オストメイト)等、誰もが円滑に利用することができるようにするとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備すること。
- ・ 車椅子使用者用の駐車場を整備し、建物までのバリアフリー動線を計画すること。
- ・ サインはピクトグラムを併用する等、誰にでも分かりやすいように整備すること。
- ・ 分かりやすい施設配置とすることで、緊急時や災害発生時における避難誘導や救助活動等が容易な計画とすること。緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。

#### (6) ICT 教育環境整備

- ・ G I G A スクール構想に基づき、生徒の多様な学習活動の展開や校務情報化の推進に資するため、高速大容量の通信ネットワークを整備すること。
- ・ I C T 教育については、I C T 技術が目まぐるしく進歩していく中で、活用方法も更

に多様化することから、基本設計の段階で最適なICT環境とし、時代の変化や技術の進歩に柔軟に対応できる仕様とすること。

## (7) 地球環境配慮

- ・ 設備容量 20kW 程度の太陽光発電設備を設置すること。また、自立運転機能付きパワーコンディショナ、防災負荷専用の配線及び蓄電池(15kW)を組み合わせることで、災害時等の非常用電源として活用し、防災機能の強化が図れるようにすること。なお、太陽光発電設備により発電した電力は自家消費するものとする。
- ・ 省エネルギー及び省資源等への意識を高めるため、発電モニターを生徒等が目にしやすい場所に設置すること。
- ・ ZEB-Oriented 相当の 40%以上の省エネルギーと太陽光発電の創エネルギーとの合計で、50%以上のエネルギー消費量の削減を行えるように計画すること。太陽光発電設備の設置箇所については、特に指定しない。
- ・ 複層の強化ガラスの採用や屋根・外壁の断熱化を進め、校舎・体育館の断熱性能を高めること。
- ・ 自然エネルギーの活用(自然採光、自然換気等)や省エネルギー・省資源の推進(断熱化、日除け、省エネルギー設備の導入、雨水利用等)、リサイクル建材の利用、廃棄物の発生抑制等を考慮し、施設整備段階だけでなく、第五中学校の供用開始後の運営・維持管理面や教育面も含めて環境に配慮した施設を計画すること。
- ・ 雨水貯留槽による雨水処理や保水性舗装による地表温度管理等の環境に配慮した外構計画とすること。
- ・ 東京都環境物品等調達方針に基づき物品を調達すること。エコセメントの使用について検討すること。
- ・ 多摩産材の使用を検討すること。

## (8) 外装・内装デザイン

### 1) 共通

- ・ 周辺の景観と調和した配置・外観及び色彩計画として地域から親しまれるデザインとすること。
- ・ 清掃や補修等の維持管理に係る容易性、効率性を考慮し、交換が容易で代替可能な汎用品を使用すること。
- ・ 施設の長寿命化に寄与する使用材料の耐用年数、断熱、漏水防止、結露防止方法等を十分検討し、建物の長寿命化を意識した計画とすること。
- ・ 地震発生時における脱落・破損等の発生抑制に配慮すること。

### 2) 外部仕上

- ・ 校舎・体育館の外観は、周辺の景観と調和し、明るい印象を与える施設として、汚れ



にくく、経年劣化の影響に十分に配慮した色彩を計画すること。

- ・ 構造躯体の保護や断熱性を考慮すること。
- ・ 大雨や台風、積雪等を想定し、屋根及び外壁面は、十分な防水措置を講じること。
- ・ 鳥類、昆虫類、鼠の侵入及び棲み着きを防止する構造とすること。
- ・ 窓ガラスは、破損しにくく、破損した場合も事故につながりにくい性能を備えるとともに、清掃の容易性に配慮すること。
- ・ 窓は、転落の危険のないように対策を講じたうえで、清掃や交換等に配慮し開閉式の窓を基本とすること。
- ・ 虫等の侵入を考慮して1階の窓に網戸を設置すること。
- ・ 天窓を設ける場合は、安全性に配慮すること。
- ・ 屋根及び外装には、交換頻度や交換費用を考慮し、耐候性のある建材を使用すること。
- ・ 屋外への出入口には、庇を設けること。ただし、庇にはガラスを使用しないこと。
- ・ 保温ラッキング配管上を通行できるよう、ブリッジ等を設置すること。

### 3) 内部仕上

- ・ 材質は、各室の用途や機能、利用形態等を踏まえ、防滑性、防汚性、防塵性、耐水性、耐湿性、耐食性、耐薬品性、耐熱性等に配慮すること。
- ・ 必要箇所には、吸音性・遮音性、断熱性等を有する材質を使用すること。
- ・ 将来の学習内容・学習形態の変化等、ニーズに応じた改修しやすい内装とすること。
- ・ 温かみと潤いのある学習・生活環境を確保する観点から、必要な箇所への効果的な木質化に努めること。木質化を図る箇所は、特に指定しない。
- ・ できる限り消火器等を壁面内部に収納できるよう工夫すること。室内や廊下の凹凸を無くす工夫をすること。
- ・ 各室の用途や利用目的等を考慮し、適切な採光を確保できるように窓の位置や面積、形状等を適切に計画すること。庇の形状や窓ガラスの性能等により、日照を調節することができるように配慮すること。
- ・ 窓による自然換気を想定し、窓の位置や開閉方法に留意したうえで、有効な開口面積を確保すること。
- ・ 出入口は、十分な幅を確保し、扉は操作の容易性や安全性を考慮して設置すること。
- ・ 居室の出入口扉は、その居室の目的に合った建具を設置し、ドアハンドルの種類、高さ等にも配慮すること。
- ・ 手摺やドアノブ等の様々な人が触れるような部分は、抗菌性の高いものを使用するように配慮すること。

#### 4) サイン計画

- ・ 校舎の外壁並びに正門及び生徒が登下校する門には、学校名のサインを設置すること。なお、正門及び生徒が登下校する門には、日本語と英語の2か国語で表記すること。
- ・ 校舎・体育館の出入口や階段付近の分かりやすい位置に、案内サイン(1階には施設全体、上階には当該階)を設置すること。案内サインは、クラス数や配置の変更に対応可能な仕様とすること。施設内には、必要に応じて注意喚起や避難誘導等のサインを計画すること。
- ・ 室名を表記するサインは、全室に設置すること。各サインは、視認性や安全性に配慮した場所に設置するとともに、破損や落下防止に配慮すること。
- ・ 普通教室及び少人数教室等のサインは、クラス数や配置の変更を考慮して着脱可能とすること。

#### (9) 構造計画の考え方

- ・ 耐震性、経済性、長寿命性を考慮し、合理的で堅固な構造計画とすること。
- ・ 災害発生時(水害時は除く)に避難所となることを考慮し、十分な耐震安全性を確保できる計画とすること。
- ・ 鉄筋コンクリート造を基本とすること。
- ・ 大地震動に対する耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和3年版)における水準(Ⅱ類・A類・乙類)と同等以上とすること。

#### (10) 設備計画の考え方

##### 1) 共通

- ・ 屋外設備目隠しや騒音低減フェンス等を見込むこと。
- ・ 保守点検や補修・交換、修繕・更新等の容易性、効率性に配慮した設備を設置し、ライフサイクルコストの縮減に寄与する計画とするとともに、設置箇所についても考慮すること。
- ・ 省エネルギー、省資源に配慮した設備を設置し、光熱水費の縮減に寄与する計画とすること。
- ・ 事務室等に中央監視盤を設置し、一括管理が可能な計画とすること。

##### 2) 電気設備

###### ア 電灯・コンセント設備

- ・ 各室の用途や利用形態、安全性、利便性等を考慮して、適切な位置・数のコンセントを設置すること。
- ・ コンセントには、必要に応じて、避雷対策や防水・漏電防止対策を講じること。
- ・ 照明器具には、「学校環境衛生基準」に基づき適切な照度を確保できるLED照明を採

用すること。なお、照明設備計画にあたっては、自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減を十分に配慮すること。

- ・ 照明器具は、必要に応じて、電球等の破損による破片の飛散防止対策を講じること。
- ・ 非常照明及び誘導灯(バッテリー内蔵型)は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・ 人感センサーや照度センサー等による照明制御を適宜導入し、消費電力を低減できる計画とすること。
- ・ 事務室等において、照明設備の一括管理が可能な計画とすること。

#### イ 幹線・動力設備

- ・ 空調設備やポンプ類等の動力制御盤の設置、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- ・ 将来の幹線増設の容易性や増設スペースの確保についても考慮すること。
- ・ 動力盤、分電盤の設置位置は、市と協議すること。各機器の近くで電源を入り切りできる等、維持管理面の安全性に配慮し、必要に応じて漏電防止対策を講じること。
- ・ ケーブルラックや配管仕様は、耐候性を考慮して選定すること。

#### ウ 受変電設備

- ・ 受変電設備の容量は、電気設備の電力需要率を十分に検討したうえで、適切に計画すること。将来の電力使用量増加への対応についても考慮すること。
- ・ 校内の引込経路は、地中化を図ること。
- ・ 大雨や台風による浸水・冠水対策等を考慮した配置・構造とすること。
- ・ 変圧器は、負荷系統に適した構成とすること。
- ・ 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- ・ 幹線設備は、電圧降下に配慮して設置すること。

#### エ 誘導支援設備

- ・ 主要な敷地出入口(門扉)及び来校者用・職員用玄関の外部には、インターホンを設置すること。親機は、事務室及び職員室に設置すること。
- ・ エレベーター、バリアフリートイレを含むすべての車椅子対応トイレには、呼出ボタンを設置すること。異常の表示盤は、事務室に設置すること。

#### オ 情報通信設備

- ・ ICT活用のための環境整理として、無線LANの整備を行うこと。
- ・ 校長室、職員室、事務室、保健室及び図書室は、有線LANで使用できるように配管配線工事を行うこと。
- ・ 回線契約は1Gbpsベストエフォート以上を想定すること。
- ・ PC等の情報端末への配線は、利用箇所付近まで埋め込み式とすること。フレキシブルな家具レイアウトが必要な室は、配線取出しが自由に行えるよう2重床等で配線すること。

- ・ LANケーブルはカテゴリ6 A以上の規格とし、単体の敷設距離が100mを超える場合はネットワーク中継ハブで中継を行いネットワークパフォーマンスの維持を図ること。

#### (ア) LGWANネットワーク(立川市系)

- ・ 適切な場所に、ONU及びスイッチングハブを設置すること。
- ・ 職員室、校長室、事務室にLANを整備すること。
- ・ LANの整備には配線工事、配管工事を見込むこと。校長室にはLAN用アウトレットの設置までを見込むこと。
- ・ 機器の設置場所、引込位置、配管ルート等については、関連機関と協議のうえで決定すること。
- ・ 専用回線の移設費についても見込むこと。
- ・ 機器類は、既設利用とする。

#### (イ) 学習系ネットワーク

- ・ 各教室(体育館を含む。)に無線LAN、LAN用アウトレットを整備すること。
- ・ 配線工事、配管工事及びLAN用アウトレットの設置までを見込むこと。
- ・ LAN用アウトレットから無線LANまで配線工事を実施すること。
- ・ 引込位置、配管ルート等については、関連機関と協議のうえで決定すること。
- ・ インターネット回線の移設費についても見込むこと。

#### (ウ) 校務系ネットワーク

- ・ 図書室、教職員準備室兼教材室、職員室、校長室、事務室及び保健室にLANを整備すること。
- ・ LANの整備には配線工事、配管工事を見込むこと。フリーアクセスフロアではない図書室、教職員準備室兼教材室、校長室、保健室にはLAN用アウトレットの設置までを見込むこと。
- ・ 引込位置、配管ルート等については、関連機関と協議のうえで決定すること。
- ・ 専用回線の移設費についても見込むこと。

#### カ 電話設備

- ・ 教職員準備室兼教材室、職員室、校長室、事務室、保健室及び教育相談室から外線電話が使用できるように配管配線工事を行い、また、校内諸室に内線電話を設置すること。設置する室は、添付資料9「諸室諸元リスト」参照のこと。外線用の電話機は、教職員の業務時間外においては、業務時間外である旨を案内する自動音声応答装置を回線ごとに設置するとともに、録音機能付きとすること。
- ・ 外線用の電話機は、相手の電話番号が表示されるものとする。

#### キ 時刻表示装置

- ・ 時計は、正確な時刻が表示されるものを採用し、視認性の良い位置に設置すること。
- ・ 校庭からの視認性の良い位置に、屋外時計(電気時計)を設置すること。
- ・ 校舎内の全室及び体育館のアリーナ内に時計を設置すること。

#### ク 放送伝達機能

- ・ 校舎・体育館、校庭等を含む敷地全体の必要箇所に放送できるように計画すること。
- ・ 校庭用放送設備については、近隣への騒音に十分配慮すること。また、消防法に定める非常放送設備やBGM、チャイム等の学校運営に必要な設備を設置すること。

#### ケ テレビ共同受信設備

- ・ 電波の受信状況を考慮し、適切な設備を設置すること。非常時に、事務室、職員室及び校長室で正確な情報が常時視聴できるようにすること。

#### コ 機械警備設備

- ・ 各施設のセキュリティ区分・警備方法を明確に定め、機械警備設備の設置を前提とした空配管を適切に設置すること。
- ・ 機械警備設備の設置に関する契約は、市が別途発注するため、別業者が機器等の設置工事をする際は協力すること。

#### サ 防犯カメラ設備

- ・ 機器は既存設備の移設はせず、新設とすること。
- ・ 防犯カメラの設置位置等の詳細については、市と協議のうえで決定すること。

#### シ 防災設備

- ・ 地域系防災無線のアンテナ設置及び事務室又は、職員室までのD10ケーブルを見込むこと。
- ・ 事務室又は職員室において防災に関する各種設備が一括管理できるようにすること。
- ・ 事務室又は職員室に地域系防災無線用のコンセントを設置すること。
- ・ 固定系防災行政無線を含め、防災無線の既存設備を移設すること。
- ・ 関係法令等に基づき、各種防災設備(消火設備、警報設備、避難設備等)を適切に設置すること。
- ・ ガスを使用する室には、ガス漏れ検知器を設置すること。

### 3) 空調換気設備

#### ア 自動制御設備

- ・ 空調設備と換気設備は、遠方発停制御が可能なものとする。

#### イ 空調設備

- ・ 感染症拡大防止の観点踏まえ、外気温に関わらず、換気が可能なしくみを導入すること。

- ・ 第五中学校の諸室は、全室に空調を完備することを基本とすること。ただし、教材室・倉庫や楽器庫及び共用部(廊下・階段・トイレ)には空調設備は整備しなくてよい。体育館内の空調は、床輻射式空調設備とすること。
- ・ 積極的に自然エネルギーを導入して、快適な温熱環境を保持できるように計画すること。
- ・ 空調システムは、GHPを基本とし、各室の用途や利用形態、ランニングコスト等を考慮したうえで、計画すること。
- ・ 学習環境や近隣への影響(騒音、臭気、振動、排熱等)に配慮すること。
- ・ 室内における温度分布の不均一や気流による不快感等に配慮すること。
- ・ 運用性を考慮し、事務室等には自動制御、中央監視装置、諸室には個別リモコンを設置すること。
- ・ 盛夏において、室外機が正常に稼働するように工夫を講じること。
- ・ 室外機には必要な安全対策を講じること。

#### ウ 換気設備

- ・ 校舎内の換気設備は各室の用途や利用形態等を考慮するとともに、各室・空間の形状等も踏まえて、適切に計画すること。
- ・ シックハウス症候群や感染症に配慮し、十分な対策を講じること。
- ・ 外気を取り込む換気口のフィルターは取り外しや洗浄等を容易に行うことが可能な構造とすること。
- ・ 吹き抜け等の大空間を計画する場合や、各教室及び体育館のアリーナ等において、夏季の高温防止に配慮した換気対策を講じること。

### 4) 給排水衛生設備

#### ア 給水給湯設備

- ・ メンテナンス性を考慮し天井内ではなくパイプスペース等に、器具、機器及び系統ごとにバルブを設けること。また、埋設配管は極力少なくなるように計画すること。
- ・ 必要容量の受水槽を設置し、緊急遮断弁及び非常用給水栓を設けること。ただし、水圧が確保できる場合は、10 トン分の受水槽を設置し、それ以外は直結給水とすること。
- ・ 給水設備及び給湯設備の設置箇所は添付資料9「諸室諸元リスト」を基本として計画すること。

#### イ 排水衛生設備

- ・ 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないように配慮すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。

## ウ ガス設備

- ・ 諸室へ安全に供給できるように計画し、ガス漏れ警報器や緊急遮断弁等の設置により安全性を高めること。

### 5) 昇降機設備

- ・ 校舎には、バリアフリー対応のエレベーター1基を設置すること。なお、エレベーターは、各階へ給食のコンテナ等の運搬にも使用する(コンテナ等の寸法はP32を参照)。

## (11) 周辺インフラとの接続

### 1) 接続道路

敷地との接続箇所及び接続方法は、関係法令等を遵守したうえで、既存の条件に従うこと。

### 2) 上水道

接続方法等は、東京都水道局に確認・調整のうえ、事業者が計画すること。

### 3) 下水道

接続方法等は、市に確認・調整のうえ、事業者が計画すること。

### 4) 電力

引き込み方法等は、供給事業者の確認・調整のうえ、事業者が計画すること。

### 5) ガス

引き込み方法等は、供給事業者の確認・調整のうえ、事業者が計画すること。

### 6) 電話

引き込み方法等は、供給事業者の確認・調整のうえ、事業者が計画すること。

### 7) 通信

引き込み方法等は、通信事業者の確認・調整のうえ、事業者が計画すること。

## (12) 外構計画

### 1) サイン計画

- ・ 敷地内には、視認性に優れた分かりやすい案内板を適宜設置するほか、必要に応じて注意喚起や避難誘導等のサインを計画すること。
- ・ 各種サインは、第五中学校の建物のデザイン等との調和を図ること。

### 2) 舗装計画

- ・ 敷地内の通路は、生徒の登下校時における動線や敷地内での移動経路等を考慮するとともに、敷地内を通行する各種車両(来校者用、搬入業者用、給食配送用、ごみ収集用、メンテナンス用、緊急車両等)を想定したうえで、美観及び耐久性、防滑性、排水性等に配慮して舗装を行うこと。
- ・ 車両通行による沈下・不陸や段差等が生じない構造とすること。
- ・ 通路は、歩車分離に十分に配慮して計画するとともに、必要に応じて、歩道を確保す

るほか、停止線等の路面標示を行うこと。

- ・ 東側道路は、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱の第 18 条公道等の拡幅の基準を満たしていない状況であることから、事業予定地側へ道路の中心線から水平距離で 3.25m 後退し車道の整備を行うこと。そこからさらに後退し、歩道を整備すること。
- ・ 正門から昇降口までの通路は舗装を行うこと。
- ・ 快適性に寄与する保水性舗装等を活用すること。

### 3) 駐車場

- ・ 敷地内の安全性や防犯性に配慮したうえで、来校者等のための駐車場については、5 台(車椅子使用者用の駐車場 1 台を含む。)程度、荷捌き用駐車場を 1 台を整備すること。また、車椅子使用者用の駐車場及び荷捌き駐車場は来校者玄関にアクセスしやすい場所に配置し、駐車場から第五中学校の来校者用・職員用玄関までの動線は、段差の無いスムーズな移動経路を確保すること。
- ・ 駐車場及び荷捌き駐車場には、外灯(屋外照明設備)や、車止め、ポール、必要に応じてカーブミラー等安全対策を適宜設置すること。
- ・ 駐車枠を白線表示し、車椅子使用者用の駐車場は乗降余白及びピクトサインを表示すること。

### 4) 駐輪場

- ・ 50 台程度の自転車が駐輪できるよう整備すること。
- ・ 駐輪場には、外灯(屋外照明設備)又は屋根に照明設備を適宜設置すること。
- ・ 駐輪枠を白線表示する等、常に整然と自転車が整列し、利用者が出し入れしやすいよう、配慮した計画とすること。

### 5) 屋外照明設備

- ・ 夜間における安全性や防犯性を考慮し、必要な箇所に適切な照度を確保できる外灯(屋外照明設備)を計画すること。
- ・ 人感センサーやタイマー式等、自動点滅機能付きの照明設備を採用すること。
- ・ 屋外照明設備は、近隣への光害に配慮して適切な位置に設置すること。

### 6) 消防水利

- ・ 消防水利はプールの水を使用する。解体工事で既存プールから水を抜く際には、所管消防署に事前に連絡すること。
- ・ 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱に従い整備するとともに消防水利の看板を設置すること。

### 7) 門扉・囲障

- ・ 敷地の出入口には、美観や耐久性等に配慮した門扉(レール等を含む。)を設置すること。



- ・ 門扉は、車両用の扉と歩行者用の子扉を設けること。
- ・ 門扉は、すべて施錠可能なものとする。門扉の外側にカメラ付きのインターホンを設置すること。事務室等から来校者を確認し、門扉の施錠・開錠が可能な設備を設置すること。
- ・ 正門及び生徒が登下校する門には、日本語と英語の2か国語で学校名を併記したプレート等を設置すること。
- ・ 防犯面や施設管理上の観点から、敷地の周囲(事業予定地全体)は基本的に周辺の景観や耐久性等に配慮したフェンス等を設置すること。
- ・ 現状の敷地北東、南東の角は、車の死角になりやすいことから、隅切りを設ける等、見通しを良くし、安全に配慮すること。

## 8) 植栽等

- ・ 周辺の景観や環境との調和を考慮し、四季の変化が感じられる植栽を適宜計画する。
- ・ 樹種や樹高の選定にあたっては、維持管理に係る容易性に配慮すること。
- ・ 植栽管理に必要な散水設備を設置すること。
- ・ 既存樹木は、必要最低限の伐採・伐根を行うこと。ただし、記念樹は保存を原則とすること。
- ・ 記念樹を移植する計画は可とするが、樹木診断を行い、移植に問題ないことを確認すること。
- ・ 生物多様性に配慮し、周辺植生に合わせた植栽を選定すること。
- ・ 学校敷地外への雨水流出を抑制するため、流出係数の低減に寄与する地被類や低木の充実を図ること。
- ・ 植生計画全体が教育に寄与するよう配慮すること。

## 9) その他

- ・ 屋上に国旗等の掲揚ポールを3本設置すること。
- ・ 生徒及び周辺住民に見えやすい位置に横断幕を安全に設置できる設備を取り付けること。
- ・ 廃棄物を適切に分別できるスペースが確保された施錠扉付きごみ置場を設置すること。

## (13) 防災安全計画の考え方

- ・ 地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。
- ・ 校舎及び体育館は、災害発生時(水害時は除く)における地域の拠点となる避難所であることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。

- ・ 地域の拠点となる避難所として、避難者を受け入れ、一定期間滞在させることを想定し、諸機能の配置や動線、防災設備等を計画すること。
- ・ 日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、第五中学校の保安管理に留意した計画とすること。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備等を設置すること。
- ・ 体育館付近にマンホールトイレ 10 基分の污水配管を整備すること。また、水洗用水の水槽(1日当たりのし尿発生量の目安 300ml(平均的排泄量)×5回(平均回数)×1,700人(最大受入者数)=2,550,000mlを処理できる容量)及び、汲み上げポンプ等、利用に必要なもの一式を用意すること。
- ・ プールの水をマンホールトイレで使用する計画とする場合は、プールとの位置関係も考慮してマンホールトイレを設置すること。

#### (14) その他の考え方

- ・ 伐採、伐根する樹木については、一部を製材し什器に活用する等の利活用を検討すること。利活用アイデアの採否については、市との協議を経て決定することとする。
- ・ 展示等されている卒業制作物については、添付資料 10「卒業制作物等リスト」を参照のうえ、卒業制作の特性を考慮した展示スペースなどの移設先の検討を行うこと。屋外に設置されている石碑・タイムカプセル等については、本事業による影響が生じる場合は移設の対象とする。なお、移設場所については、市と協議のうえで決定すること。
- ・ リモートでの工事現場の確認や、ドローンを飛ばしての工事現場の映像配信等による市民周知や学校教育の一助となるような取組について計画すること。

## 2. 設計業務対象施設に係る要件

### (1) 規模

施設全体の延床面積の合計は、9,200 m<sup>2</sup>以下を厳守すること(延床面積の考え方は、建築基準法上のものと同様)。

各用途の要求水準を満たしたうえで、共用できる部分の面積を合理化する等の工夫を凝らし、省スペース化を目指すこと。なお、他諸室との一体的な利用の可能性や一体利用に向けて必要な設えについては、(3)必要諸室の概要の中で示す。

### (2) 諸室共通条件

- ・ 各室の面積(添付資料 9「諸室諸元リスト」参照)は参考値とし、要求水準を満たしたうえで面積を増減する計画は可能とする。
- ・ 将来の学級数や学習内容・学習形態等を考慮し、間仕切壁の変更や他用途への転用等、柔軟に対応できる計画とすること。

- ・ 各室の用途に応じ、採光、換気、音響に配慮して計画すること。
- ・ 普通教室、特別教室、図書室等の機能的な連携に配慮して配置を計画すること。
- ・ 各室の出入口の扉には施錠装置を設けること。

### (3) 必要諸室の概要

#### 1) 教室

##### ア 共通

- ・ 教室の前面には、黒板の機能を有する設備を設置すること。資料等の貼付けが可能で、光の反射を考慮し生徒が見やすいものとする。
- ・ 学校行事や連絡事項を掲示するマグネット対応可能な予定黒板(ホワイトボード)を適切な場所に設置すること。

##### イ 普通教室

- ・ 生徒が通常の授業を受け、1日の大半を過ごす集団生活の場でもある普通教室を整備すること。
- ・ 学年ごとにまとまった配置を基本とし、学年ごとの学習活動や運営等に配慮した配置とすること。
- ・ 気候の季節的な変化を考慮し、日照、採光、通風等の良好な環境条件を確保できる位置に計画すること。
- ・ 防犯・安全面を考慮した配置とすること。
- ・ 面積は、約 72 m<sup>2</sup> (約 8 m×約 9 m) を標準とし、A 4 判サイズの教材(教科書・ノート等)やタブレット P C の使用を考慮すること。なお、新 J I S 規格の机を配置する。
- ・ 通学カバン、教具、絵画・習字・裁縫道具、体操着等の収納、給食配膳台、電子黒板等の配置について、学習活動の有効面積を損なわないようにすること。また、普通教室前の廊下側にいわゆる置き勉強に対応できるよう十分な収納容量を確保(扉付きロッカーの設置を考慮)すること。
- ・ 教室内の後方、側面及び廊下側に十分な掲示面や映写面を確保し、仕上の材質を決定すること。
- ・ 教室と廊下の間仕切りを可動間仕切りとし、フレキシブルな利用ができるようにするとともに、音環境に配慮すること。
- ・ 黒板は、黒板と映写機能の両方を備えるとともに、上下に可動する仕様とすること。
- ・ 黒板等必要なものを設置する以外の壁は、掲示スペースとして活用できるように計画すること。なお、教室内の前方には、指導上の観点から掲示板等の掲示スペースを確保しないこと。
- ・ タブレット P C の充電、電子黒板や C O 2 モニターの電源などに対応できるよう十分な数のコンセントを設置すること。

## ウ 少人数教室

- ・ 習熟度別学習等で学級を分割して授業を行うための少人数教室を整備すること。
- ・ 生徒数の変動により少人数教室を普通教室等に転用する場合を想定し、面積及び仕様は普通教室と同じとすること。
- ・ 学年の普通教室のまとまりや生徒の動線に配慮した配置とすること。

## 2) 多目的教室

- ・ 格技室との兼用とすること。
- ・ 協働学習やオンライン教育、発表等、多様な教育活動に柔軟に対応できる設えとすること。

## 3) 特別教室等

### ア 共通

- ・ 教室の前面には、黒板の機能を有する設備を設置すること。
- ・ 教科の学習に対応する面積、設備、家具を備えるとともに、協働学習やICTの活用を含めた主体的な活動空間として整備すること。
- ・ 教室から移動してきた生徒を教科の世界に誘う場として、教室前のスペースに掲示や展示ができる空間を確保すること。
- ・ 各準備室は、隣接する特別教室からだけでなく、廊下からも直接アクセスできるものとし、教材備品の運搬・搬出入に配慮すること。

### イ 理科室

- ・ 直射日光が得られるようにし、屋外作業空間との連続性に配慮した配置とすること。
- ・ 教師用の実験台1台及び生徒用の実験台(小グループで座ることを想定)を設置し、教室前面を向いて座ることができる配置とすること。
- ・ 実験台は、水栓、給湯栓、ガス栓、コンセント及び大型の器具を洗浄できる流し台を設置すること。
- ・ 共通流し・手洗い場を設けること。
- ・ 薬品の使用や臭気の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・ 電気は理科室専用回路とすること。
- ・ 仕上は、耐薬品性に配慮したものとすること。
- ・ 薬品等の危険物を安全に保管することができるように準備室を整備すること。
- ・ 準備室は、器具・薬品等をすべて収納できる鍵付きの棚を設けること。

### ウ 音楽室

- ・ 歌ったり、演奏したり、発表したりする喜びが感じられる音楽空間とすること。
- ・ 防音機能や音響機能に配慮した仕様とし、他の教室や近隣への音の影響に留意すること。

- ・ 多様な音楽の授業内容を想定し、適切にレイアウトできる形状とすること。
- ・ 埋込又は吊り下げ式スピーカーを設置すること。
- ・ 五線譜付の白板を設置すること。
- ・ 扉は、楽器の搬出入を考慮して、十分な幅を確保すること。
- ・ 準備室は、メディアの保管並びに多種類の小道具等の収納のための空間を設けること。
- ・ 多種類の楽器を収納することができるように準備室とは別に楽器庫を整備し、大型楽器(シロフォン、バスドラム、ティンパニ等)の保管スペースを考慮すること。また、楽器を適切に保管できる棚を設置し、吹奏楽部の楽器庫としても使用できるようにすること。

## 工 美術室

- ・ 絵画・工作等に対応できる机・工作台を設置し、作業用流しを設けること。
- ・ 教師用及び生徒用の作業台(可動式)を適切にレイアウトできる形状とすること。
- ・ 扉は、大型作品や工具等の搬出入を考慮して、十分な幅を確保すること。
- ・ 作業の騒音や振動、臭気等、他の教室へ影響を及ぼさないように配慮すること。
- ・ 臭気や粉塵の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・ 仕上は、防汚性、清掃性、耐久性等に配慮したものとする。
- ・ 電気は専用回路とすること。
- ・ 教室前のスペース以外にも、作品等を収納、保管、展示することができる仕様とすること。
- ・ 揮発性の高い塗料等の有害な材料、各種工具等を安全に保管することができるように準備室を整備すること。
- ・ 準備室は作品収納用に棚を設置すること。

## オ 家庭科室

### (ア) 被服室

- ・ 教師用の被服台1台、生徒用の被服台を設置すること。
- ・ 電気は被服室専用回路とすること。十分な数のコンセントを適切に配置すること。
- ・ 準備室は、教材(被服材料・ミシン等)を適切に収納できる棚を設置すること。

### (イ) 調理室

- ・ 教師用の調理台1台及び生徒用の調理台を設置すること。
- ・ 各調理台はシンク・水栓・給湯栓、コンロ、コンセント、ガスの元栓を設け、シンクは大型の器具を洗浄できるものとする。
- ・ 調理時の臭いを考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・ 調理実習時の衛生面に配慮し、床・壁は、防汚性、清掃性等に配慮した仕上とする。

と。

- ・ 電気は調理室専用回路とすること。
- ・ 教材(食品・調理器具等)を安全に管理することができ、また、冷蔵庫及び洗濯機等を配置することができるように準備室を整備すること。

## カ 技術室

### (ア) 金工室

- ・ 金工に対応できる机・各種工具を設置し、作業用流しを設けること。
- ・ 教師用及び生徒用の作業台(可動式)を適切にレイアウトできる形状とすること。
- ・ 作業の騒音や振動、臭気等、他の教室へ影響を及ぼさないように配慮すること。
- ・ 臭気や粉塵の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・ 仕上は、防汚性、清掃性、耐久性等に配慮したものとする。
- ・ 扉は、工具等の搬出入を考慮して、十分な幅を確保すること。
- ・ 電気は金工室専用回路とすること。十分な数のコンセントを適切に配置すること。
- ・ 教室前のスペース以外にも、作品等を収納、保管、展示することができる仕様とすること。
- ・ 有害な材料、各種工具等を安全に保管することができるように準備室を整備すること。
- ・ 準備室は作品収納用に棚を設置すること。

### (イ) 木工室

- ・ 木工に対応できる机・各種工具を設置し、作業用流しを設けること。
- ・ 教師用及び生徒用の作業台(可動式)を適切にレイアウトできる形状とすること。
- ・ 作業の騒音や振動、臭気等、他の教室へ影響を及ぼさないように配慮すること。
- ・ 臭気粉塵の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・ 仕上は、防汚性、清掃性、耐久性等に配慮したものとする。
- ・ 扉は、工具等の搬出入を考慮して、十分な幅を確保すること。
- ・ 電気は木工室専用回路とすること。十分な数のコンセントを適切に配置すること。
- ・ 教室前のスペース以外にも、作品等を収納、保管、展示することができる仕様とすること。
- ・ 揮発性の高い塗料等の有害な材料、各種工具等を安全に保管することができるように準備室を整備すること。
- ・ 準備室は作品収納用に棚を設置すること。

## キ 図書室

- ・ 読書場として豊かな環境を備えるとともに、ICT環境やメディア教材等を活用する学習・情報センターとしての機能や、多様な学習活動に対応できる場としての空間

を整備すること。

- ・ 図書等の閲覧だけでなく、日常的に生徒の交流が可能となるように、生徒が利用しやすく、また、日常動線の中で常に意識される校舎の中心(2階又は3階)に配置すること。
- ・ 利便性や防犯性等を考慮し、図書の受付カウンターを適切な位置に設置すること。
- ・ 生徒が自発的、主体的に学習できる空間となるように、書架、閲覧用机、椅子等を効果的にレイアウトできる計画とすること。
- ・ 書架は、生徒の手の届く高さに配慮するとともに、堅牢性、耐久性、経済性等に配慮して設置すること。
- ・ 書棚の容量は約 16,500 冊以上の本が収容できるものとする。
- ・ 書籍の日焼け防止や湿気に配慮し、十分な空調・換気機能を備えること。
- ・ オンラインデータベースやタブレット端末による電子資料の利用等、先進的な利用方法に対応した通信環境を整備し、生徒が主体的に調べ学習を実施できるよう計画すること。
- ・ ICT機能を充実させるとともに、時代の変化や技術の進歩に柔軟に対応できる仕様とすること。

#### 4) 特別支援学級教室

##### ア 共通

- ・ 小集団指導・個別指導のための小教室、集団指導室、更衣室及び教職員準備室兼教材室を一体的に整備すること。
- ・ 緊急の対応者が多い可能性があることから、職員室から近い配置とすること。
- ・ インクルーシブ教育システムの観点から、通常の学級の生徒と互いに自然な交流が持てるよう、普通教室や特別教室との位置関係に配慮すること。
- ・ 特別支援学級教室前の廊下を頻繁に生徒が往来する部屋の配置は避け、昇降口からの動線も通常の学級と分離されていることが望ましい。
- ・ 避難しやすい位置に配置する。2階までの下層階に設けること。
- ・ 小教室間の壁を可動間仕切りにすることにより多様な利用方法を可能にすること。
- ・ トイレや手洗い場は、生徒が利用しやすい位置に配置し、一体又は近接してシャワー設備を整備すること。
- ・ 環境からの刺激に敏感な生徒が在籍する学級であるため、通常の学級との位置関係に注意し、対面配置は避け、階段の正面も避けることが望ましい。また、他教室への音や臭いの影響にも配慮すること。

##### イ 小教室

- ・ 日当たりが良く自然光で明るい場所に配置することが望ましい。

- ・ プライバシーに配慮した仕様とすること。
- ・ 各教室には生徒の人数分(8名)の教具等を収納できる設備(ロッカー等)を設置すること。
- ・ 仕上は、温かみのある刺激の少ない落ち着いた色調とすること。

#### ウ 集団指導室

- ・ 特別支援学級の生徒全員を集めた全体指導や、複数の集団で行う美術、音楽の授業、生活指導が行えるように普通教室と同程度の大きさとする。

#### エ 更衣室

- ・ 自立に向けた訓練として着替えを行うための更衣室を男女別に整備すること。
- ・ 着替え用ロッカーを設置すること。出入口にカーテンレール及びカーテンを設置すること。

#### オ 教職員準備室兼教材室

- ・ 特別支援教室の教職員準備室兼教材室と共用とすることを可能とする。
- ・ 教材用の棚を設置すること。

#### カ トイレ

- ・ 通常の学級の生徒が使用するトイレと共用するが、小教室との位置関係や動線に配慮すること。

### 5) 特別支援教室

#### ア 共通

- ・ 小教室の間の壁は可動間仕切りとすること。

#### イ 小教室

- ・ 仕上は、温かみのある刺激の少ない落ち着いた色調とすること。

#### ウ 教職員準備室兼教材室

- ・ 特別支援学級教室の教職員準備室兼教材室と共用とすることを可能とする。
- ・ 教材用の棚を設置すること。

### 6) 管理諸室

#### ア 共通

- ・ 学校の運営を担う管理諸室は、それぞれの連携が取りやすいようにまとまったエリアとし、校庭等も見渡せるよう配置すること。

#### イ 職員室

- ・ 学校の働き方改革の観点から、教職員等が効率的・効果的に働きやすい環境となるように整備すること。
- ・ 特別支援教育を担当する教員も含めて、すべての教員の事務机を配置した職員室を計画し、机や戸棚等の備品を適切にレイアウトできるよう整備すること。



- ・ 職員室内に印刷・教材作成・打合せスペース・給湯コーナー等を確保すること。
- ・ 物品、文書及び個人情報をも適切に管理するための収納スペースを確保すること。
- ・ 生徒が入りやすいよう視覚的連続性を持たせ、相談等ができるスペースを出入口前に設けること。
- ・ 校長室と隣接させること。
- ・ 生徒の安全を確保するため、校門や昇降口の出入り及び校庭を見渡せる位置に配置すること。なお、事業予定地が浸水想定区域内のため2階の適切な位置に配置すること。
- ・ 職員室から放送できるように放送機器を設置すること。
- ・ 床は、フリーアクセスフロアとすること。
- ・ 十分な数のコンセントを設置すること。
- ・ 生徒へ迅速に連絡や配布物が伝わるように職員室前には、学年ごとの連絡黒板等やクラスごとの集配棚（1クラス40人分のA4ノートが入る程度の棚を全クラス分）等を設置すること。
- ・ 十分な大きさのホワイトボード、掲示板を設置すること。

#### ウ 校長室

- ・ 生徒の安全を確保するため、校庭を見渡せる位置に配置すること。事業予定地が浸水想定区域内であることを踏まえ、2階の適切な位置に配置すること。廊下側及び職員室側から直接出入できるようにすること。
- ・ 来校者の応接や教職員との打合せができるスペースを確保すること。
- ・ 行事予定記入用のホワイトボード、掲示板、個人用ロッカーを設置すること。
- ・ 壁面には、額装を掲示できるピクチャーレールを設置すること。
- ・ 仕上は、落ち着いた色調とすること。

#### エ 事務室

- ・ 来校者を確認できる位置に配置するとともに、来校者に対応しやすい仕様とすること。
- ・ 職員室又は校長室と連携しやすい位置に配置すること。
- ・ 来校者用玄関からのアプローチに配慮すること。
- ・ 受付カウンター等を設置すること。
- ・ 門扉のインターホンに対応し、門の開錠・施錠を行う設備を整備すること。
- ・ 中央監視盤を設置し、各種設備の一括管理が可能な計画とすること。
- ・ 来校者への対応等のため、流し、給湯設備を整備すること。
- ・ 床は、フリーアクセスフロアとすること。

#### オ 保健室

- ・ 救急車両等が近接しやすい1階に配置すること。

- ・ 校庭から出入りしやすい位置に配置すること。
- ・ 保健室又はその付近に、洗濯物及び布団を干すことができるスペースを確保すること。
- ・ 生徒が身近に感じられ、また健康に関する掲示等を周知しやすい位置に配置すること。
- ・ ベッドを2床以上配置できるスペースを確保する。なお、ベッドは壁面収納型とすること。
- ・ 生徒のけが等に対応するため、シャワー設備、流し、給湯設備を整備すること。
- ・ 冷蔵庫1台及び洗濯機1台を設置できるスペースを確保すること。
- ・ ベッド仕切り用のカーテンレール及びカーテンを設置すること。
- ・ 校庭側に救急用ストレッチャーが入れる大きさのドアを設置すること。また、ストレッチャーでスムーズに移動できるように、出入口から外部まで段差がないようにすること。
- ・ 外部からの出入口の屋外部には、手洗い場、足洗い場を設置すること。
- ・ 仕上は清潔感のある親しみやすい色調とすること。

#### カ 用務員室

- ・ 執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを確保すること。なお、作業・保管スペースは、屋外物置と共用することを可能とする。
- ・ 直接外部に出られ、他の管理諸室と近接する位置に配置すること。
- ・ 洗濯機置場を設置すること。
- ・ 道具類等を洗うことができる、大きめのシンクと給湯器を設置すること。
- ・ 作業スペースは、長物の保管ができるよう考慮すること。
- ・ 仕上は、作業をすることを考慮した耐久性のある仕上とすること。

#### キ 倉庫・教材室

- ・ 教材・物品等を管理しやすい位置に配置すること。
- ・ 十分な収納力を確保し、教材や学校行事に使用する備品及び消耗品関係を保管できるよう整備すること。
- ・ 適宜、利用しやすい場所に配置し、合計120㎡程度の面積を確保すること。なお、できる限り、収納スペースを確保することが望ましい。
- ・ 階段下等のスペースも積極的に活用すること。
- ・ 仕上は、耐久性のある仕上とすること。

#### ク 教育相談室

- ・ 生徒や保護者が相談のために利用することを考慮するとともに、プライバシーや防音性に配慮すること。
- ・ 生徒が日常的に利用する動線と重ならないように配慮すること。なお、1階に配置す

ることが望ましい。

- ・ 仕上は、落ち着いた色調とすること。

#### ケ 会議室

- ・ 校内の教職員等の会議だけでなく、一般開放や災害避難時の利用を想定し配置すること。
- ・ 一定程度の広さを確保できる場合は、可動式間仕切りによる分割が可能な仕様とすること。
- ・ 音漏れに配慮した防音性の高い間仕切りとすること。
- ・ セキュリティ上、生徒・教職員用とは別の無線LANを整備すること。

#### コ 教職員用更衣室

- ・ 職員用玄関と職員室との位置関係に配慮し、男女別の更衣室を配置すること。
- ・ 職員数の変動に対応できるようにすること。
- ・ シャワー設備を整備すること。
- ・ 出入口にカーテンレール及びカーテンを設置すること。

#### サ 教職員用トイレ

- ・ 教職員や来校者用のトイレは、生徒用とは別に職員室の近くに男女別に整備すること。
- ・ 来校者の利用動線や車椅子対応トイレの位置等を考慮したうえで、教職員用、来校者用のトイレを兼用する計画も可能とする。
- ・ 出入口は利用しやすさ及び衛生上の観点からドア無しとし、中が見通せないよう入口を迷路状とすること。
- ・ 床は乾式としたうえで、定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、排水口を設けること。
- ・ 清掃用具、備品、清掃用流しを格納するスペースを設けること。
- ・ 各個室に温水洗浄便座、擬音装置を設置すること。
- ・ 既存校舎の設置状況も踏まえて十分な個数を設置すること。
- ・ トイレ内の水栓は衛生上の観点から自動水栓とする。
- ・ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。

### 7) 生徒活動諸室

#### ア 生徒会室

- ・ 生徒会活動をするための生徒会室を整備すること。

#### イ 放送室

- ・ 生徒による放送委員会等の活動をするための放送室を整備すること。
- ・ 校庭全体を見渡せる位置に配置すること。

- ・ 職員室と連携しやすい配置とすることが望ましい。
- ・ 校舎・体育館内、校庭等を含む事業予定地全体の必要箇所に放送できる放送設備を設置すること。

#### ウ 生徒用更衣室

- ・ 生徒用の更衣室を男女別に適宜配置すること。体育館更衣室と兼用する計画も可能とする。

#### エ 進路指導室

- ・ 進路資料を備え、個別相談や模擬面接が落ち着いてできる仕様とし、生徒の立ち寄りやすい位置に配置すること。

### 8) 保護者・地域連携諸室

#### ア P T A 室

- ・ 来校者用の玄関から利用しやすく、教職員と連携がとりやすい位置に配置すること。
- ・ セキュリティ上、生徒・教職員用とは別の無線LANを整備すること。

#### イ コミュニティルーム

- ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部事業等の活動の場として、コミュニティルームを整備すること。
- ・ 来校者用玄関から利用しやすく、管理諸室との連絡がとりやすい位置に配置すること。
- ・ セキュリティ上、生徒・教職員用とは別の無線LANを整備すること。
- ・ P T A室とコミュニティルームを兼用する計画も可能とする。

### 9) 給食施設

#### ア 配膳室

配膳室に関する内容は、以下内容を満たしたうえで、十分に市と調整すること。

- ・ 配膳室は1階に配置し、給食のコンテナの集積、内部確認、職員室へ運ぶ配膳ワゴンへの載せ替え、パンやデザートなどの直送搬入品の一時保管等を行うスペースを確保すること。なお、コンテナは12台、配膳ワゴンは1台程度を想定している。
- ・ 防虫・防鼠、床を乾式とする等、仕上は衛生面に配慮するとともに、食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行いやすいようにすること。
- ・ 外部から直接出入りできる位置に計画し、給食配送車両(テールゲート昇降装置付き)により配送されるコンテナを安全かつ円滑に搬出入できるように、外部には底のあるプラットフォームを設置すること。また、給食配送車のラインや車止めを設置すること。なお、給食配送車両に加えて生乳等の直送搬入品の配送車両が出入りするが、配送時間を調整し、同時間帯の配送は無いものとする。給食配送車は、全長 6,980mm、全幅 2,020mm、全高 2,970mm 程度である。なお、テールゲート昇降装置の縦幅 1,350mm である。
- ・ コンテナは幅約 760mm、奥行約 1,030mm、高さ約 1,640mm、重量約 400kg、配膳ワゴン

は幅約 660mm、奥行約 1,080mm、高さ約 750mm、重量約 100kg である。

- ・ コンテナ等の搬出入口を設置すること。コンテナ等の搬出入口は、安全かつ円滑に作業ができるような構造とし、十分な幅を確保し、段差が無いようにすること。雨水侵入防止のための外部とのレベル差が取りにくい場合は、外部にグレーチング等を設け、排水を考慮すること。
- ・ コンテナ及び配膳ワゴンを上階へ運搬するにはバリアフリー対応のエレベーターを使用する。各階には、配膳室から運搬されたコンテナを一時的に配置し、生徒が食缶等を取り出すことができるスペースを確保すること。なお、コンテナの一時置場から教室まで生徒が食缶を手作業で運ぶため、移動距離が長くないように一時置場と教室の位置関係に配慮すること。
- ・ 配膳室内には牛乳等を保冷するための大型冷蔵庫（幅 1,740 mm、奥行 1,000 mm、高さ 2,060 mm程度）の設置スペースを設けること。
- ・ 給食配送車両の動線を考慮し、生徒との動線の交差を避けるよう留意すること。
- ・ 衛生管理の観点からトイレや保健室等の隣を避けて配置すること。
- ・ 床は耐荷重性があり、かつ、清掃しやすい仕上材とすること。
- ・ 温度・湿度を適切に管理できるように配膳室には十分な空調・換気能力を備えること。
- ・ 配膳室内には手洗い設備、給湯設備及び清掃用シンクを設置すること。

## 10) 共有空間

### ア 昇降口

- ・ 来校者用玄関・職員用玄関は、職員室、校長室等の諸室への動線を踏まえて適切な位置に計画すること。
- ・ 生徒が登下校時や校庭での活動・行事の前後に、円滑に出入り及び履き替えができ、靴箱等を配置するのに十分な間口のある昇降口を整備すること。
- ・ 校舎内の普通教室との連絡がよく、かつ、校庭へ出やすい位置に配置すること。
- ・ 生徒の交流や情報伝達の間として、明るい空間づくりを行うこと。
- ・ 降雨時等における傘の利用を考慮して、昇降口の前面に空間を確保すること。また、庇等により、風雨や校庭からの砂の吹込み等に配慮して計画すること。
- ・ バリアフリー対応として、スロープを設けること。
- ・ 昇降口の外部近傍には、手洗い場、足洗い場を設置すること。
- ・ 掃除用具入れを設置すること。
- ・ AED設置用の保管箱を設置すること。
- ・ 来校者用玄関・職員用玄関付近にはトロフィー等を展示できるコーナーを確保するとともに、それらを収納できる戸棚を設置すること。

## イ 廊下・階段

- ・ 日常的な学校生活や避難時の安全性に配慮して十分な幅を確保するほか、採光や通風に配慮して窓を適切に配置すること。
- ・ 安全かつ円滑な動線を確保できるよう整備すること。また、転落、転倒、衝突の防止や階段下からの視線にも配慮し、安全・安心な設えとすること。
- ・ 生徒の交流の場や作品等の展示等の場としての利用も考慮し整備すること。
- ・ 普通教室前の廊下は、展示スペースとして利用できるように配慮すること。
- ・ 階段下のスペース等を利用し、収納倉庫を適宜設けること。
- ・ 共用部の計画については、諸室面積とのバランスや合理的かつ機能的な活用や多様な教育ニーズへの対応が可能なスペースとして、事業者による効果的かつ効率的な計画を期待する。

## ウ トイレ

- ・ 教室の配置及び生徒の動線を考慮し、生徒が利用しやすい位置に整備すること。
- ・ 便器は洋式とすること。男子便所には小便器を設置すること。
- ・ 出入口は利用しやすさ及び衛生上の観点からドア無しとし、中が見通せないよう入口を迷路状にすること。
- ・ 床は乾式としたうえ、定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、排水口を設けること。
- ・ 校舎の各階に車椅子対応トイレを整備すること。なお、校舎1階及び体育館には車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方、人工肛門・人工膀胱の方(オストメイト)等、誰もが円滑に利用できるとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備すること。
- ・ 男女別に整備すること。
- ・ 生徒の体格差に配慮した器具を採用すること。
- ・ 各トイレ専用の洗面台を設置し、手洗いや鏡の高さは、生徒の体格差に留意すること。
- ・ 衛生器具の個数は、サービスレベル3(空気調和・衛生工学会で定めるレベル)以上の衛生器具数を確保することとし、既存校舎の設置状況も踏まえて十分な個数を設置すること。
- ・ トイレ内の水栓は衛生上の観点から自動水栓とすること。
- ・ 照明設備及び換気扇は、人感センサー方式とすること。
- ・ 清掃用具置き場は、男女別に設置すること。
- ・ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。

### 1 1) 手洗い場

- ・ 普通教室に近接して、手洗い場を設置し、横にバケツの水を流すことができるスペー

スを設けること。

- ・ 生徒数を踏まえ、必要な蛇口数を確保すること。
- ・ 水栓は感染症対策のためレバー水栓とし、石鹼や消毒液が配置できるようにすること。
- ・ 床仕上は、防滑性に配慮すること。

## 1 2) 体育施設

### ア 共通

- ・ 体育の授業や学校行事、また一般開放等に必要な規模等を確保すること。
- ・ 出入口、トイレ、用具倉庫、更衣室等の附属施設は、学校教育活動及び一般開放時に利用しやすいような規模、配置等とすること。

### イ アリーナ

- ・ 全生徒・教職員が集まることを想定して計画すること。
- ・ 一般開放に対応できるように、利便性とセキュリティ面に配慮して配置すること。
- ・ 振動、騒音、残響による影響に配慮した計画とすること。
- ・ 照明設備を適切に計画すること。調光・暗転できるように配慮すること。
- ・ 自然採光や自然通風が十分に得られる開口を確保するとともに、天井・外壁の断熱性を高める工夫をすること。また、近隣に対する騒音対策に留意すること。
- ・ 校舎と近接した位置に配置し、日常及び災害時の出入りや物資の搬入等を想定し、十分な間口のある出入口を整備すること。
- ・ 校庭との往来や一般開放を考慮したバリアフリー対応のスロープ等を計画すること。
- ・ 外部からの出入口には、体育館内への砂埃等の持ち込みを防止するため、上履きの生徒の動線と交錯せず、外部利用者が靴の履き替えを円滑に行うことができる位置に靴箱を設置すること。
- ・ 出入口は、大型機器等の搬入も考慮して、十分な幅・高さを確保し、使いやすい構造の扉を設置すること。避難所としての利用も想定し、複数の出入口を設置すること。
- ・ 安全性を確保したうえで、キャットウォーク(通路)を計画すること。
- ・ 既存と同程度の大きさ(約 36m×約 25m)とすること。
- ・ 天井の高さは、バレーボールに対応できるように設定すること。
- ・ バasketボール、バレーボール、バドミントンのコートライン及び支柱穴・床金具を整備すること。
- ・ 吊り下げ式のバスケットゴール及び固定式のバスケットゴールを設置すること。
- ・ 壁や柱には、衝突等による怪我の防止策を講じること。また、窓ガラスや照明器具等の各種設備には、ボール等の衝突による破損防止策を講じること。
- ・ 複数競技の同時利用やステージ、キャットウォーク(通路)等への飛球を考慮し、仕

切り(ネット)及び防球ネットを適宜設置すること。

- ・ 壁面の一部にダンス等の練習に使用できる開閉型の鏡を設置すること。
- ・ 儀式的行事や学芸的行事等を行うためのステージ機能を確保するとともに放送設備を有すること。
- ・ ステージ照明、フロア・壁コンセントを適切に計画すること。
- ・ 演台等が保管できるスペースを確保すること。
- ・ アリーナからステージに上がる階段は左右両側に設置すること。
- ・ 式典の開催時等を想定した暗幕を設置すること。
- ・ 緞帳(校章や校名等の刺しゅうを含む。)、一文字幕、袖幕、スクリーン、ホリゾン幕、照明バトン、美術バトンを設置すること。なお、添付資料10「卒業制作物等リスト」にある幕等は再設置すること。
- ・ ステージ下のスペース等にパイプ椅子等を収納できるようにすること。また、ステージの裏側には、通路を確保すること。
- ・ 床は鋼製束とし、束の浮き上がり防止措置を検討すること。
- ・ 仕上は、ささくれ事故等を防止するため、不陸や表面の荒れ等の生じにくい床材を使用すること。

#### ウ 格技室

- ・ 柔道などの格技を含めた運動に適した室を整備すること。
- ・ フローリングの上に畳を敷いて使用する場合は、運動中に畳が動かないように固定できるようにすること。また、畳の隙間につまづいて怪我をしないように、安全に配慮すること。
- ・ 畳等を収納できるスペースを確保すること。また、卓球台が8台を収納できるスペースを確保すること。
- ・ 壁面の一部にダンス等の練習に使用できる開閉型の鏡を設置すること。

#### エ 放送室

- ・ 放送スペースはステージに隣接して配置すること。ステージ及びフロアの使用状況を目視確認できるように配慮すること。

#### オ 体育倉庫

- ・ 広さは、体育用具が十分収納可能なものとし、アリーナに隣接して複数箇所に分かれることも可能とする。
- ・ 扉は、開閉が容易な構造とし、大型備品等の出し入れを考慮して、十分な幅・高さを確保すること。扉は、複数箇所に設置し、施錠できるようにすること。
- ・ 照明は、衝突破損防止カバー付きとすること。
- ・ 室内の換気に十分配慮すること。



- ・ 用具類の収納用棚を設置すること。
- ・ 仕上は耐久性のある仕上とすること。

#### カ 体育館トイレ

- ・ 校舎の共用部トイレに準ずること。

#### キ 体育館バリアフリートイレ

- ・ 車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れての方、人工肛門・人工膀胱の方(オストメイト)等、誰もが円滑に利用できるとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備すること。
- ・ 床は乾式としたうえ、定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、排水口を設けること。
- ・ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。

#### ク 体育館更衣室

- ・ 授業のほか、避難所開設時の利用も想定した男女別の更衣室を配置すること。
- ・ 更衣室は扉の開閉時に内部が見えないように配慮すること。

#### ケ 体育館準備室

- ・ 教職員が事務作業・打合せを行うための事務室を整備すること。

#### コ 校庭

- ・ 広さは現状と同等程度とし、校舎や体育館等とのバランスや日当たりを考慮しながら、可能な限り広い面積を確保すること。
- ・ 管理ゾーンから死角となる場所ができないよう、配慮すること。
- ・ 暗渠排水や外周の側溝・集水枿を整備し、雨水を適切に排水できるように計画すること。
- ・ 降雨による水害を防止又は軽減するため、雨水貯留槽等の雨水流出抑制施設を整備すること。
- ・ 車両が進入できるように配慮すること。
- ・ 冬季の凍結防止対策に配慮すること。
- ・ 周辺住宅への被害を防ぐために、高さ 14.7m以上の防球フェンスを整備すること。
- ・ 防砂・防塵ネットを整備すること。
- ・ 屋外体育倉庫を整備すること。
- ・ 体育の授業等で使用する鉄棒やサッカーゴール等の運動器具を整備すること。
- ・ 200mトラック（ポイントマーク等）、幅跳びで使用する砂場や野球用バックネット、マウンド・ベース設置用の金具を整備すること。
- ・ 手洗い場や足洗い場、校庭散水用の散水設備等を適宜設置すること。
- ・ 近隣への影響に十分配慮し、屋外スピーカー及び夜間照明を整備すること。

- ・ 体育祭等の開催時を想定し、校舎との間に屋外コンセント等を設置するとともに、無線マイクが使用できるようにすること。
- ・ 仕上は、水はけがよく、近隣への砂埃等の影響が最小限となるような材質とすること。

#### サ 屋外体育倉庫

- ・ 扉は職員室等から死角にならないように設置すること。
- ・ 校庭で使用する備品(テント、机・椅子、高跳び用マット、ハードル、ボールかご、大綱等)を収納できるスペースを確保し、長物が入る高さとする。
- ・ 大型備品の出し入れを考慮して、扉の間口は十分な広さを確保し、出入口に段差がないようにすること。
- ・ 庇を設置すること。
- ・ 照明は衝撃破損防止カバー付きとすること。
- ・ 仕上は、耐久性のあるものとする。

#### シ プール

- ・ プールの水面は 25m×14m程度とすること。
- ・ プールの周囲に遮へい板や囲障壁等の施設を設け、外部からの視線や侵入を防止する対策を講じること。
- ・ プールの水深は、生徒の身長等を考慮し、安全に利用しやすいよう配慮すること。
- ・ コース番号や水深及び距離のサインを設置すること。
- ・ スタートライン、コースライン及びクロスラインを整備すること。
- ・ 水槽は、耐湿性及び耐食性があり、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質を使用すること。
- ・ プール及び付属施設の床は、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくく適度に弾力性のある材質とすること。また、危険な突起等が生じないように計画すること。
- ・ プールの水を適切に浄化する装置を設置すること。また、排水口には、蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすること。
- ・ プールに入る前に体を洗浄するための温水シャワー設備を整備すること。
- ・ プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさを考慮して、十分な広さを確保すること。
- ・ 生徒がプールサイド等で安全に水泳授業を見学するためのスペースを確保するとともに、見学スペースには日除けを設置すること。
- ・ 車椅子でもプールサイドまで入れるようスロープを設置すること。
- ・ プールの水を消火活動や防災トイレの使用に活用できるよう整備すること。

## ス プール諸室

### (ア) プール用更衣室

- ・ 男女別の更衣室を配置すること。
- ・ 更衣室は扉の開閉時に内部が見えないように配慮すること。

### (イ) プール用トイレ

- ・ 校舎の共用部トイレに準ずるが、水泳授業で使用することを考慮し、十分な耐湿性及び耐食性がある材質を使うこと。特に床は、耐水性があり、濡れても滑りにくい材質とすること。
- ・ 車椅子使用者が利用できるトイレを設けること。

### (ウ) プール機械室

- ・ 床排水や消毒水対策に十分配慮すること。

### (エ) プール用倉庫

- ・ 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。
- ・ プールから直接出入り可能な位置に配置すること。

### (オ) その他

- ・ 学校外の団体が使用する薬品保管庫をプール用倉庫とは別に設置すること。
- ・ プールを学校外の団体が使用するため、プール専用の水道メーターを目視できる位置に設置すること。

## セ テニスコート

- ・ テニスコートを1面整備すること。
- ・ テニスコートは、砂入り人工芝コートとすること。
- ・ テニスコートの周囲には防球ネットを設置すること。
- ・ 近隣への影響に十分配慮し、夜間照明を整備すること。

## 13) 屋外施設

### ア 花壇

- ・ 自然体験活動の空間として、植物栽培のために日照を得ることができる位置に整備すること。

### イ 駐車場

- ・ 生徒の安全を確保したうえで、適切な位置に配置すること。
- ・ 自動車と生徒の動線を分離すること。
- ・ 来校者等のための駐車場については、5台(車椅子使用者用の駐車場1台を含む。)程度、荷捌き駐車場1台を整備すること。また、車椅子使用者用の駐車場は来校者玄関にアクセスしやすい場所に配置し、駐車場から第五中学校の来校者用・職員用玄関ま

での動線は、段差の無いスムーズな移動経路を確保すること。

- ・ 環境に配慮し、仕上は、保水性舗装とすること。

#### ウ 駐輪場

- ・ 教職員や来校者用の駐輪場を 50 台程度整備すること。そのうち 40 台程度は屋根付きとすること。
- ・ 環境に配慮し、仕上は、保水性舗装とすること。

#### エ 屋外物置・ごみ置場・機械室

- ・ 屋外物置は、用務員室作業スペースと共用することを可とし、その場合は 20 m<sup>2</sup>程度の面積を確保すること。
- ・ ごみ置場は、ごみ収集車の寄付き動線及び収集・分別作業スペースを考慮すること。
- ・ 機械室を校舎内に計画する場合は、安全面に配慮して配置するとともに、設備の保守点検や修繕・更新時の作業性を考慮した広さを確保すること。

#### オ 屋上

- ・ 仕上は、軽歩行及び太陽光パネルの設置を行っても防水層が保護される仕様とすること。

### 1 4) 防災施設

#### ア 防災トイレ

- ・ 災害時のトイレを確保するため、マンホールトイレ 10 基を整備すること。
- ・ 災害時の防災拠点として避難所となる体育館と一体的に機能させるため、体育館に隣接した位置に配置すること。なお、プールの水をマンホールトイレで使用する計画とする場合は、プールとの位置関係も考慮してマンホールトイレを整備すること。
- ・ 下水道施設の損傷等の場合にも使用可能な貯留式の防災トイレを整備すること。

#### イ 防災備蓄倉庫

- ・ 災害時の防災拠点として避難所となる体育館と一体的に機能させるため、体育館に隣接した位置に配置すること。
- ・ 備蓄品及びペットボトル飲料水 10 トン等を保管することができる十分な面積を確保するとともに、備蓄品等が効率よく収納できるよう棚を設置すること。
- ・ 外部から備品等の出し入れがしやすいよう車両が乗りつけるスペースを確保するとともに、スロープを設置すること。
- ・ 体育館側からも防災備蓄倉庫に直接入れるようにすること。
- ・ 出入口には庇を設けること。

#### ウ 防災行政無線

- ・ 防災行政無線のスピーカーを敷地内に 1 箇所整備すること。
- ・ 地域系防災行政無線の送受信機を事務室等に設置すること。

## 工 消防水利

- ・ 消防水利は、プールの水を利用する。
- ・ 市と東京都水道局の協議の結果、敷地内の水道管の損傷等の場合に水を確保できる応急給水栓を整備する場合は、東京都水道局が工事を円滑に行うことができるよう協力すること。

## オ その他

- ・ 停電時に自家用電気自動車等から校舎及び体育館へ電気を供給するための受電設備を整備すること。
- ・ 災害時に避難所等における公衆電話の利用を確保するため、事前設置型の災害時用公衆電話(特設公衆電話)を5回線設置すること。

## 3. 設計業務遂行に係る要求内容

### (1) 業務の対象範囲

- ・ 設計業務は第五中学校を対象とし、その設計については、入札時の計画書類、施設整備請負契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。
- ・ 事業者は、設計業務の内容について市と十分に協議・打合せし、業務の目的を達成すること。
- ・ 事業者は業務の進捗状況に応じ、市に対して建築設計の検討内容や進捗状況を定期的に報告すること。
- ・ 事業者は、業務に必要な現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行すること。
- ・ 事業者は、「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都電気設備工事標準仕様書」、「東京都機械設備工事標準仕様書」(編集:東京都財務局建築保全部技術管理課)最新版に準拠し、その他記載の無いものについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を基準とし、業務を遂行すること。
- ・ 事業者は、各種申請等の関係機関との協議内容を市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- ・ 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。工事内訳書の作成は原則としてR I B C 2 (財建築コスト管理システム研究所開発の「営繕積算システム」)によること。
- ・ 市が市議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国等へ交付金等の申請を行う場合等、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協

力を行うこと。

## (2) 業務期間

設計業務の期間は以下に記載された期間を目安とし、第五中学校の供用開始日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の計画に基づき施設整備請負契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議したうえで、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施することができる設計業務期間を設定すること。

基本設計期間：契約後～令和7(2025)年1月予定

新築工事实施設計期間：令和7(2025)年2月～令和8(2026)年3月予定

解体工事实施設計期間：令和6(2024)年12月～令和7(2025)年9月予定

## (3) 設計体制と管理技術者等の設置

事業者は、設計業務の実施体制を定め、以下の書類を提出すること。

- ・ 設計業務着手届
- ・ 管理技術者及び照査技術者等通知書(経歴書を添付のこと。)
- ・ 主任担当技術者届(経歴書を添付のこと。)

管理技術者(建築設計業務責任者)、意匠、構造、電気設備、機械設備の各主任担当技術者を配置し、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めること。なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができず、管理技術者の変更はやむを得ない場合を除いて不可とする。

## (4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計、解体工事实施設計及び新築工事实施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

## (5) 基本・実施設計完了時の検査

基本設計、解体工事实施設計及び新築工事实施設計の完了時にはその都度、施設整備請負契約書に記載する設計図書及び電子データを提出し、市の検査を受けること。

- ・ 市は、事業者の立会いのもとで検査を実施する。
- ・ 完了検査は、(6)で提出される設計図書により実施するものとする。
- ・ 事業者は、市の行う検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正すること。

## (6) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

- ・ 事業者は、建築設計業務計画書の提出後、速やかに要求水準書及び計画書類に基づいて基本設計を行い、市が基本設計の完了を確認した後、実施設計を行うこと。

- ・ 事業者が提出する設計図書等の体裁やサイズ・部数等については、市が別途指示する。
- ・ 基本設計及び実施設計段階において、以下を作成すること。

透視図：基本設計時：外観（A 3） 1 枚（周囲の街区等の景観を含む鳥瞰図又は見上げ図）、実施設計時：外観（A 2） 2 枚（周囲の街区等の景観を含む鳥瞰図及び見上げ図）、内観（A 2） 3 枚

模型：（基本設計完了時の平面図を用いて作成してよい）縮尺（1／300）、主要材料（スチレンボード等）、敷地全体及び周辺環境まで含めること。植栽や外構の仕上を再現し、壁面等は色彩を表現すること。通行人、車両、道路標識、周辺店舗等も再現して、生徒の想像力を引き立てられるように工夫すること。建物の各層ごとの分割は不要とする。付属品として、運搬保管用段ボールケース、展示用アクリルケースを用意すること。

- ・ 実施設計時には長期修繕計画書を作成し、提出すること。

#### (7) 設計業務に係る留意事項

- ・ 市と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの計画を踏まえて市が決定する。市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面（打合せ・協議記録簿）を作成し、相互に確認する。
- ・ 事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに市に報告すること。関係機関との協議において、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。また、各種申請等の手続き時に提出した書類の副本・写し等を市に提出すること。当該申請等に係る手数料は、事業者が負担すること。
- ・ 建築設計業務の遂行にあたり、事業予定地内に立ち入る場合は、事前に市に連絡し、承認を受けること。
- ・ 建築設計業務は、関係法令等に基づいて行い、進捗管理は事業者の責任において実施し、設計工程を遵守すること。
- ・ 建築設計業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。
- ・ 事業者は、市が国・都ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力すること。市が議会や市民等に対して、設計内容に関する説明を行う場合、事業者は市の要請に応じて説明用資料等を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- ・ 事業者は、施設整備に伴う各種申請等について、設計業務の開始に際し、必要な申請事項をすべて記載した「申請チェックリスト」を作成し、市の確認を受けること。各種申請等に変更が生じた場合は、事業者の責任によって必要な変更を行うこと。
- ・ 事業者は、計画通知の作成提出に際して、市の関係部署と事前相談を行い、新築工事実施設計の期間内に手続きを完了させること。また、着工前に法改正などにより当該

計画通知が法令に適合しないことが判明した場合は、速やかに市と協議し設計内容を修正し、修正した計画通知を工事スケジュールに支障がないように提出すること。

#### (8) 設計変更について

市は、建築設計の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の計画内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は市から設計変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、施設整備請負契約書の規定に従うものとする。

事業者の事由により、設計内容や工程の変更が発生する場合、直ちに市と協議を行い、承認を受けなければならない。また、建築設計業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。



## 第3章 建設業務に関する要求水準

### 1. 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、施設整備請負契約書、本要求水準書、入札時の計画書類に基づいて、第五中学校の建設等を行うこと。

### 2. 業務期間

建設業務期間は、以下に記載された期間を目安とし、建設工事を効率的かつ円滑に実施することができる工期を設定すること。

ただし、第五中学校の校舎は令和11(2029)年4月から供用開始できるよう、令和11(2029)年2月末までに建設工事を完了すること。また、外構工事及び既存施設解体等を含めたすべての工事を令和12(2030)年8月9日までに完了すること。

第1期工事期間：令和8(2026)年5月～令和9(2027)年4月予定

新体育館・新プールの建設

第2期工事期間：令和10(2028)年1月～令和11(2029)年2月予定

新校舎の建設

第3期工事期間：令和11(2029)年12月～令和12(2030)年5月予定

校庭整備（1期）

第4期工事期間：令和12(2030)年6月～令和12(2030)年8月9日予定

校庭整備（2期）

文部科学省の公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金の申請を予定している。これら負担金及び交付金に係る手続前に着工しないように留意すること。なお、公立学校施設整備負担金については、小中学校等屋内運動場の新增築、学校施設環境改善交付金については、危険建物の改築、不適格建物の改築、屋外教育環境施設の整備、学校体育諸施設整備事業（水泳プール、中学校武道場）、防災機能強化事業（マンホールトイレ）及び太陽光発電等導入事業の申請を検討している。

### 3. 業務の内容

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 建設業務に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守すること。ただし、市の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力等により、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、市と事業者が協議を行い、決定するものとする。
- ・ 建設業務に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続きは事業者が適切に実施し、当該

協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。

- ・ 建設業務の実施にあたっては、市内事業者の活用や市内事業者からの材料等の調達等に努めることにより、地域経済活性化に貢献すること。
- ・ 本事業の着手に先立つ近隣住民等への説明や調整は市が実施するが、事業者も資料作成や説明補助等の支援を行うこと。
- ・ 敷地内及び周辺道路においては、工事期間中(建設のほか、外構工事及び既存施設解体撤去等を含む。)を通じて、生徒が安全かつ円滑に登下校や敷地内を移動できる動線を確保するとともに、近隣住民等の移動の安全に十分配慮した動線の確保や安全対策等を行うこと。特に第2期工事期間は既存校舎と新体育館の間で工事を実施するため、生徒や教職員が両施設の間を安全に移動できるよう配慮すること。
- ・ 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、自らの責任と負担において対応すること。
- ・ 建設業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して第三者に漏らしてはならない。
- ・ 事業者は「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都電気設備工事標準仕様書」、「東京都機械設備工事標準仕様書」(編集：東京都財務局建築保全部技術管理課)最新版に準拠し、その他記載の無いものについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を基準とし、業務を遂行すること。

## (2) 工事計画策定にあたり留意すべき項目

- ・ 関連法令等を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- ・ 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民等の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。また、実態を把握するために騒音計及び振動計を設置すること。
- ・ 近隣住民等への対応について事業者は市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ・ 近隣住民等へ工事内容を周知徹底して理解を得て、作業時間の了承を得ること。

## (3) 実施体制

- ・ 事業者は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)を定めて工事現場に配置し、市に報告すること。現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこと。
- ・ 主任技術者等は本事業に専任で配置し、施工計画書の作成、工程管理、品質管理その

他技術上の管理及び当該工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。

- ・ 監理技術者は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者とする事。
- ・ 業務実施体制について、解体、建設工事の各業務の開始前に市の承諾を受ける事。なお、現場代理人及び主任技術者等の変更はやむを得ない状況を除いて不可とする。また、現場代理人及び主任技術者等は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする事。

#### (4) 着工前業務

##### 1) 各種申請業務

計画通知申請等の建築工事に伴う各種手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。

##### 2) 近隣調査・準備調査等

- ・ 建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等(周辺家屋影響調査を含む。)を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- ・ 建物工事による近隣住民等への影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても建物工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。
- ・ 近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。
- ・ 建設業務の実施に関連して調査が必要となる場合、着手前に「調査計画書」を提出し、市の承認を受けること。事業者が実施する調査に関して、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

##### 3) 施工計画書の提出

工事手順等は、事業者の計画によるものとするが、着工前に、建設業務計画書(総合施工計画書、詳細工程表、工事实施体制図等)を作成し、工事着手届出書及び現場代理人及び主任技術者等通知書とともに提出して市の承認を受けること。当該計画書の作成にあたり建設工事を安全かつ円滑に実施するため、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

その他工事関係書類については、市ホームページ「工事書類作成の手引」に掲載されている「建築・電気設備・機械設備工事書類の作成の手引」による。各種書類は、事業者が作成し、工事監理者の承諾を受けたものを市に提出・報告すること。

#### (5) 建設期間中業務

##### 1) 基本事項

事業者は関係法令等を遵守し、設計図書及び建設業務計画書に従って、第五中学校の建設

工事を安全かつ円滑に実施すること。

- ・ 工事の記録は、第五中学校の工事現場に常に整備すること。
- ・ 工事の進捗状況は、市に毎月報告すること。また、市が要請した場合は、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・ 市は、事業者が開催する工程会議に立会うことができる。また、随時、工事現場において施工状況の確認を行うことができる。
- ・ 工事関係車両は、あらかじめ周辺道路の状況を十分に把握し、安全運転の徹底、誘導員の配置、通行制限、案内看板等の設置等、周辺道路に関して万全の安全対策を講じること。
- ・ 敷地内には、工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路での待機を回避するとともにアイドリングストップを徹底すること。
- ・ 工事に必要となる電気・水道等は、事業者の責任において調達すること。
- ・ 工事により発生した建設副産物は、関係法令等に基づいて適切に処理し、積極的に再資源化等を図ること。残土については、(株)建設資源広域利用センターを積極的に活用すること。
- ・ 工事現場は原則として月曜日から土曜日まで(祝日は除く。)の午前8時30分から午後6時までを開所時間とすること。ただし、やむを得ず上記の時間外に作業を行う場合には事前に市と協議し、承諾を得ること。
- ・ 技術者及び技能労働者は、週休2日制とすること。
- ・ 工事用の大型車両は、計画地の東側からの出入りを想定しているが、生徒や近隣住民等に対する安全性が確保できることを条件として、事業者が別の出入口を設置する計画も可能とする。
- ・ 市は本事業の建設工事期間中に工事現場内で技術研修を予定している。事業者は、市と協議のうえ、研修資料の作成等に協力すること。

## 2) 建設工事

各種関係法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って建設を実施すること。工事施工においては、次の事項に留意すること。

- ・ 事業者は、基礎、構造躯体、隠蔽される部分等について、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に市に連絡することとし、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。
- ・ 建設工事に伴い産業廃棄物や残土が発生する場合は、それらを処分場まで運搬し、適切に処分すること。

## 3) 什器・備品等の調達及び設置業務

設計図書に基づき、添付資料9「諸室諸元リスト」に示す什器・備品等のうち事業者が調

達・設置するものについては、添付資料9「諸室諸元リスト」に示すものと同様以上の性能及び機能を有する什器・備品等の製作及び設置を行うこと。

什器・備品等の仕様については事業者の計画に基づき、市との協議を経て、決定する。

#### 4) 近隣対応・対策業務

- ・ 工事現場内の安全対策を徹底するとともに、建設工事に伴う近隣住民等への影響抑制及び事故防止を図るために万全の対策を講じること。
- ・ 工事に伴い近隣住民等及び周辺地域に損害又は被害が発生した場合の修繕・補償等については、事業者が負担すること。
- ・ 敷地境界周辺で調査や作業を実施するにあたり、やむを得ず隣地に立ち入る場合には、事前に当該所有者等と協議したうえで適切に対応すること。
- ・ 事業者は、工事に伴う騒音、振動、悪臭、粉塵等の発生、排水処理及び敷地周辺道路の泥汚れ、交通量の増加等、近隣住民等に及ぼす影響を最小限に抑制するため、事業者の責任において、合理的に要求される範囲の適切な対策を実施すること。
- ・ 事業者は、着工前に近隣住民等に工事内容及び作業時間等に関する説明等を実施し、理解を得ること。工事期間中についても、必要な施工状況の説明及び調整を行い、円滑に工事を実施すること。
- ・ 各種工事は、近隣住民等からの苦情等が発生しないよう留意して実施すること。苦情等が発生した場合は、事業者を窓口として工程に支障がないよう必要な措置を講じること。
- ・ 事業者は、近隣住民等への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。

#### 5) 電波障害対策業務

建設業務の実施に伴い近隣に電波障害が発生した場合、事業者は工事期間中に適切な対策を実施すること。

#### 6) 保険等

建設期間中、事業者は工事目的物及び工事材料等に火災保険、建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保すること。

#### 7) 出来形検査

- ・ 複数年度にまたがる工事(プール・体育館建設工事、校舎建設工事及び校庭整備工事)については、年度ごとに出来形検査を実施する。
- ・ 市は、事業者から出来形検査の請求を受けた場合、請求を受けた日から14日以内に、事業者の立会いのもと検査を実施する。
- ・ 年度ごとの出来形の金額の計算方法は、施設整備請負契約書の規定に従うものとする。

### (6) 完成時業務

## 1) 完工検査、完了検査及び監理検査

- ・ 事業者は、自らの責任及び費用において、完工検査を実施すること。事業者が完工検査を実施する際は、実施日の14日前までに市に書面で通知すること。市は必要に応じて事業者が実施する完工検査に立会うことができる。
- ・ 事業者は、完工検査の結果について、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて市に報告すること。
- ・ 市は、事業者による完工検査の終了後、必要書類を受け付けたうえで、完了検査を実施する。
- ・ プール・体育館又は校舎の工事が完了後にはその都度、市の完了検査を受け、部分引渡しを行うこと。
- ・ 完了検査は、事業者立会いのもとで、市が承認した設計図書との照合により実施する。
- ・ 完了検査の結果、市が軽微な是正や改善等が必要と判断した場合、期限を定めたとうえで、事業者へ書面により指示を行う。事業者は、書面の指示内容に基づき速やかに対応し、期日までに是正等を完了させたとうえで、再確認を受けること。
- ・ 事業者は完工検査の実施前に、室内のホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の濃度測定を行い、「学校環境衛生基準」の基準値以下であることを確認し、市に報告すること。濃度の基準値については、測定時の最新基準とすること。
- ・ 指針値が決められていない有害物質についても、空気質の安全性を確保する観点から、建設業務の実施にあたり、建築材料等に含まれる揮発性有機化合物を十分に確認して発生を抑制すること。
- ・ 事業者は、市が実施する監理検査（設計図書の内容に適合しているか、設計図書に定めのある方法による試験、確認、審査しているか等）について、協力すること。

## 2) 竣工引渡し

- ・ 事業者は市に対して施設整備請負契約書に記載する必要書類及び鍵の提出とともに日付を明記した書面により第五中学校の引渡しを行うこと。なお、鍵については、鍵番号一覧表を作成し、キーボックス等に収納した状態で受渡しを行うこと。
- ・ 各種設備等の使用方法について、操作・運用マニュアルを作成し、市に提出するとともに当該マニュアルの説明を行うこと。
- ・ 事業者は、本市による完了検査に必要な次の完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を校舎内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本市の指示するところによる。
  - (a) 工事完了届
  - (b) 工事記録写真
  - (c) 完成図（建築）一式
  - (d) 完成図（電気設備）一式

- (e) 完成図（機械設備）一式
- (f) 完成図（昇降機）一式
- (g) 完成図（什器備品配置表）一式
- (h) 完成図（設計変更確認図）一式
- (i) 什器備品リスト・カタログ
- (j) 完成調書
- (k) 完成写真
- (l) 各種品質確認記録
- (m) 打合せ記録簿（定例会議等）
- (n) 契約目的物引渡し書
- (o) 保証書、同一覧表
- (p) 鍵引渡書（鍵番号一覧表共）
- (q) メーカーリスト（建築版、設備版、什器備品版）
- (r) 設備機器仕様・規格・取り扱い説明一覧表
- (s) 官公庁関係書類、同一覧表（確認申請副本などは頭紙の複写を添付）
- (t) 予備品リスト
- (u) 設備機器仕様書・企画書及び取扱説明書
- (v) 要求水準書との整合性の確認結果報告書
- (w) 事業計画書との整合性の確認結果報告書
- (x) 保全に関する資料
- (y) その他必要書類
- (z) 上記の全てのデジタルデータ 一式

## 第4章 解体撤去等業務に関する要求水準

### 1. 業務の対象範囲

既存施設の解体撤去業務の対象は、既存の校舎、体育館、プール等、全ての施設を対象とする。対象施設は添付資料6 既存建築物図面を参照すること。

### 2. 業務期間

既存施設の解体撤去工事は3期に分けて実施することを基本とし、生徒や教職員をはじめ学校利用者、近隣住民等の安全対策を徹底したうえで実施すること。

解体工事期間は、以下に記載された期間を目安に令和11(2029)年4月に新校舎が供用開始し、令和12(2030)年8月9日までに事業が完了できることを前提に、事業者が計画すること。ただし、運動場整備については、2期に分けて実施し、整備期間中も屋外の運動スペースを確保すること。

第1期解体工事期間：令和7(2025)年10月～令和8(2026)年3月予定

既存プール・教室棟を解体

第2期解体工事期間：令和9(2027)年5月～令和9(2027)年12月予定

新体育館の供用開始後に既存体育館を解体

第3期解体工事期間：令和11(2029)年4月～令和11(2029)年11月予定

新校舎供用開始後に既存校舎を解体

### 3. 業務の内容

#### (1) 基本事項

- ・ 解体撤去工事は、生徒や教職員をはじめ学校利用者、近隣住民等の安全対策を徹底したうえで実施すること。特に第2期解体工事期間は既存校舎と新体育館の間で工事を実施するため、生徒や教職員が両施設の間を安全に移動できるよう配慮すること。
- ・ 解体撤去工事期間中を通じて、登下校の時間帯については、安全かつ円滑に利用できる徒歩での通学動線を確保すること。
- ・ 事業者は解体工事設計、解体施工計画を作成すること(解体工事設計は、現地調査、解体方法等を記載した図面作成、解体数量・発生材料数量の積算と内訳書の作成、電気・機械設備機器等撤去数量の積算を含む業務)。計画時には予見できない事象が発生した場合は、速やかに市に報告し、対応方法について協議を行うこと。
- ・ 市は解体工事設計、解体施工計画の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の計画内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は、市から計画変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。



なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、施設整備請負契約書の規定に従うものとする。

- ・ 事業者の事由により、計画内容や工程の変更が発生する場合、直ちに市と協議を行い、承認を受けなければならない。また、解体業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。
- ・ 解体撤去工事に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守すること。ただし、市の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力等により、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、市と事業者が協議を行い、決定するものとする。
- ・ 解体撤去工事に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続き等は、関係法令等に基づき、工期に支障がないように事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。
- ・ 事業者は、市と十分に打合せ・協議を行うとともに、解体工事設計、解体施工計画の検討内容や進捗状況等を定期的に報告すること。市と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの計画を踏まえて市が決定する。市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面(打合せ・協議記録簿)を作成し、相互に確認する。
- ・ 事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに市に報告すること。関係機関との協議において、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。
- ・ 市は解体工事設計、解体施工計画の検討内容について、必要に応じて事業者に随時確認することができるものとし、確認事項等に関して事業者は速やかに対応すること。
- ・ 市への提出書類に関して、各種書類は、事業者が作成し、工事監理者の承諾を受けたものを市に提出・報告すること。
- ・ 解体撤去等業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

## (2) 着工前の準備業務

- ・ 工事手順等は、事業者の計画によるものとするが、着工前に解体撤去等業務計画書(施工計画書、詳細工程表、工事実施体制図等)を作成し、市の承認を受けること。当該計画書の作成にあたり、解体撤去工事を安全かつ円滑に実施するため、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。
- ・ アスベストについては、実施した調査(添付資料5「アスベスト調査結果」参照)を参考として撤去のための調査を行うこと。アスベストの新たな存在が判明した場合、当該処理費用は合理的な範囲で市が負担する。具体的な処理費用や工期の変更等については、市との協議のうえで決定する。調査結果は市に報告すること。

### (3) 工事期間中の業務内容

- ・ 事業者は、関係法令等を遵守し、解体撤去等業務計画書に従って、既存施設の解体撤去工事を適切に実施すること。地中障害物があることが判明した場合には、当該処理費用は合理的な範囲で市が負担する。具体的な処理費用や工期の変更等については、市との協議のうえ決定する。
- ・ 解体撤去工事により発生した廃棄物等は、関係法令等に基づいて適切に処理・処分するとともに、積極的に再資源化等を図ること。
- ・ 解体工事設計、解体施工計画業務を遂行するにあたり、不足する図面については、現地の実測等により、事業者において作成すること。
- ・ 解体撤去工事現場は原則として月曜日から土曜日まで(祝日は除く。)の午前8時30分から午後6時までを開所時間とすること。ただし、やむを得ず上記の時間外に作業を行う場合には事前に市と協議し、承諾を得ること。
- ・ 技術者及び技能労働者は、週休2日制とすること。
- ・ 解体撤去工事の記録は、工事現場に常備すること。
- ・ 解体撤去工事の進捗状況は、市に毎月報告すること。

### (4) 工事完了時の業務内容

建設業務に関する要求水準に準じる。

### (5) 保険

解体撤去工事期間中、事業者は建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保すること。

### (6) 近隣対応・対策

建設業務に関する要求水準に準じる。

## 第5章 添付資料

資料番号	資料名称	取得方法
添付資料1	案内図	市HP／CD
添付資料2	現況図	市HP／CD
添付資料3	測量図	CDのみ
添付資料4	土質柱状図（地質調査報告書）	市HP／CD
添付資料5	アスベスト調査結果	CDのみ
添付資料6	既存建築物図面	CDのみ
添付資料7	確認済証・検査済証	市HP／CD
添付資料8	動線・配置に関する参考イメージ図	市HP／CD
添付資料9	諸室諸元リスト	市HP／CD
添付資料10	卒業制作物等リスト	市HP／CD

※取得方法がCDのみの資料の確認にあたっては、立川市財務部契約課工事契約係にて貸出手続きを行うこと。